

川崎町

第3期障がい者福祉基本計画 及び第4期障がい福祉計画



平成 27 年 3 月

川 崎 町



はじめに

現在、障がい者を取り巻く状況は、社会情勢、経済情勢によりめまぐるしく変化してきています。

本町では、平成19年4月に第2期「川崎町障害者福祉基本計画」を策定し、障がいのある人々の自立支援と社会参加を推進してまいりました。

しかし障害者基本法の改正、障害者総合支援法の制定をはじめ、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、障がい者を取り巻く保健福祉制度も大きく変化しており、障がい者の社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の解消など障がい者福祉の一層の充実が図られているところです。

このような状況を受け、本計画は、第2期「川崎町障害者福祉基本計画」を新たに見直すとともに、障害者総合支援法において策定が義務付けられる「川崎町障がい福祉計画」を一体的に策定し、障がい者が家庭や地域社会で安心して生活することができる“福祉のまちづくり”の実現に向けた指針となるものです。

本計画を策定するにあたっては、住民の皆さんのご意見を十分に反映するため、「川崎町福祉に関するアンケート調査」を実施するとともに、障がい者(児)関係団体やサービス提供事業者、相談支援事業所等関係団体にもアンケート調査を行いました。また、庁外に「川崎町障がい者福祉計画作成委員会」を設置し、各委員の専門的な視点から、計画案について審議していただきました。

今後、本計画に基づき、地域全体がいたわりあい、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、障がいのある人が自立した暮らしのできるまちづくりを推進してまいります。何卒、障がい者福祉をご理解いただき、町民の皆様をはじめ、関係各位のご協力をお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたりご尽力いただいた委員の皆さまをはじめ、関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

川崎町

目次

第1章 計画の概要	
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画策定体制	3
5. 「障がい」の表記について	4
第2章 障がい者を取り巻く状況	
1. 人口構成	5
2. 各種障がい者手帳の所持状況	6
3. 身体障がい者	7
(1) 年代別身体障がい者手帳の所持者数	7
(2) 等級別身体障がい者手帳の所持者数	8
(3) 障がい部位別身体障がい者手帳の所持者数	9
4. 知的障がい者	10
(1) 年代別療育手帳の所持者数	10
(2) 障がい程度別療育手帳の所持者数	11
5. 精神障がい者	12
(1) 年代別精神障がい者保健福祉手帳所持者数	12
(2) 等級別精神障がい者保健福祉手帳の所持者数	13
6. 障がい支援区分の認定者数の推移	14
7. アンケート調査	15
(1) 調査概要	15
(2) 回収結果	15
(3) 集計上の注意	15
(4) アンケート調査結果	16
8. 関係団体ヒアリング	26
(1) ヒアリングの概要	26
(2) ヒアリングの結果	27
第3章 計画の基本理念	
1. 基本理念	33
2. 基本方針	34
3. 施策の体系	36
第4章 障がい者福祉基本計画	
基本方針1 障がいへの理解と交流・活動の促進【広報・啓発等】	37
1. 広報・啓発の推進	37
2. 交流の推進	38
3. 人権擁護の推進	39

4. スポーツ、レクリエーション、文化活動の充実	40
5. ボランティアの育成と活動支援	40
基本方針2 地域生活への支援【保健、医療、福祉サービス等】	42
1. 保健・医療の充実	42
2. 早期療育体制の充実	43
3. 福祉サービスの充実	44
4. 日中活動への支援	45
5. 情報提供・相談支援体制の充実	46
基本方針3 育ち、学ぶ環境づくり【教育・育成等】	47
1. 早期教育・育成の推進	47
2. 学校教育の推進	48
3. 社会教育の充実	49
基本方針4 安全・安心のまちづくり【生活環境、安全・安心等】	50
1. バリアフリー施設・交通機関の確保	50
2. 道路・歩道の整備	51
3. 障がい者住宅の整備	52
4. 防犯・安全対策の充実	52
基本方針5 雇用・就業環境の整備【雇用・就業等】	54
1. 雇用・就業環境の整備	54
第5章 障がい福祉計画	
1. 障がい福祉サービス等の提供体制に係る目標	57
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	57
(2) 入院中の精神障がい者の地域への移行	58
(3) 地域生活支援拠点等の整備	58
(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進	59
2. 障がい福祉サービス等の量の見込み	60
(1) 訪問系サービス	60
(2) 日中活動系サービス	62
(3) 居住系サービス	66
(4) 相談支援	67
(5) 障がい児通所支援・障がい児相談支援	69
3. 地域生活支援事業の推進	71
(1) 理解促進研修・啓発事業	71
(2) 自発的活動支援事業	71
(3) 相談支援事業	71
(4) 成年後見制度利用支援事業	72
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	72
(6) 意思疎通支援事業	72
(7) 日常生活用具給付等事業	73
(8) 手話奉仕員養成研修事業	73

(9) 移動支援事業	74
(10) 地域活動支援センター機能強化事業	74
(11) 日中一時支援事業	74
(12) 自動車運転免許取得・改造助成事業	75

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制	77
2. 人材の確保・質の向上	77
(1) 専門職員の確保	77
(2) 職員等の資質向上	77
3. 計画の進行管理	77

資料編

1. 計画策定の経緯	79
2. 川崎町障がい者福祉計画作成委員会設置要綱	80
3. 川崎町障がい者福祉計画作成委員会委員名簿	82
4. 用語集	83

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

我が国における障がい者を取り巻く環境は、今日にいたるまでめまぐるしく変化してきました。

国においては、平成12年、社会福祉基礎構造改革が始動し、「個人が尊厳を持ってその方らしい自立した生活が送れるように支える」という理念の下に、従来の措置制度について利用者本位の観点から見直しが行われ、平成15年には障がい者自身が希望するサービスおよびそれを提供する事業者や施設を選択し、契約に基づいてサービスを利用する「支援費制度」が導入されました。

そして、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、これまで身体・知的・精神などの障がい種別ごとに対応してきた障がい福祉サービスを「市町村を中心に、年齢、障がい種別を超えた一元的な体制を整備し、地域における障がい者福祉を実現する」という方向が示されました。また、計画的なサービス提供基盤の整備のため、「障がい福祉計画」の策定が義務づけられました。

その後、障がい保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行による利用者負担の見直しや相談支援の充実等を経て、平成25年度からは、障害者自立支援法が改正され、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として施行されました。

この障害者総合支援法においては、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直しや障がい者等に対する支援の拡充を行い、障がい福祉計画については、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障がい福祉計画を変更すること、その他の必要な措置を講じることを法律上明記し、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとしました。

また、障害者基本法の改正については、「障害者基本法の一部を改正する法律案」が平成23年4月22日に国会に提出され、同年7月29日に可決、成立し、平成23年8月5日に公布されています。

平成15年 「支援費制度」の導入

障がい者の自己決定を尊重するため、行政が障がい者に必要なサービスの内容等を決定する措置制度から、障がい者が自ら事業者と契約し、サービスを選択できる支援費制度へと転換。

平成18年 「障害者自立支援法」が施行

身体障がい者及び知的障がい者に加え、支援費制度の対象となっていなかった精神障がい者も含めた一元的な制度を確立。また、市町村及び都道府県に対して障がい福祉計画の作成を義務付け、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みを導入。

平成23年 「障害者基本法」の改正

障がい者の定義に発達障がいも明記されたほか、その他の心身機能の障がいのある人も障がい者と捉えること、障がいを機能障がいのみではなく社会的障壁で捉えることが規定。

平成25年 「障害者総合支援法」の制定

法律の基本理念として新たに「共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合かつ計画的に行われること」が掲げられ、障がい者の範囲の見直しやサービスの充実強化等が実施される。

2. 計画の位置付け

障がい者福祉基本計画とは、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本町における障がい者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定める計画であり、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けた施策の展開を図ることが求められています。

また、「障害者総合支援法」第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定する「障がい福祉計画」を包含する上位計画として位置づけられています。

障がい福祉計画とは、「障害者総合支援法」第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、本町における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

本計画は、「障がい者福祉基本計画」と「障がい福祉計画」を一体的に策定しています。

障害者基本法 第11条 第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法 第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

3. 計画の期間

第3期障がい者福祉基本計画に関しては、平成27年度から平成32年度までの6年計画とします。

第4期障がい福祉計画に関しては、3年を1期として定める障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の確保に関する計画であることから、平成27年度から平成29年度までの3年を計画期間と定めます。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	第3期障がい者福祉基本計画					
計画策定						計画見直し
	第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		
計画策定			計画見直し			計画見直し

4. 計画策定体制

(1) 行政内部における検討

川崎町社会福祉課が主体となり、計画の素案を作成しました。なお、福祉政策を総合的・効果的に推進するため、県及び近隣市町村の動向を把握しながら、施策の検討を行いました。

(2) 計画策定委員会等の開催

当事者、家族団体、福祉関係者等の参画による「川崎町障がい福祉計画作成委員会」を設置し、計画内容の審議を行いました。

(3) 当事者及びその他の関係者等からの意見の聴取

改正前の障害者基本法では「施策を講ずるに当たっては、障がい者の自主性が十分に尊重され、かつ、障がい者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮」するように求めていましたが、改正後の障害者基本法では「施策を講ずるに当たっては、障がい者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」となりました。

また、障害者総合支援法においても、市町村が計画を策定するにあたり、障がい者等の心身の状況やその置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案し、計画を策定することとされています。

このことを踏まえて、本計画を策定するにあたっては、「障がい者及びその他の関係者等」の意見を聴くために、アンケート調査及び事業者・関係団体調査による意見聴取を実施しました。

①アンケート調査の実施

障がい者や障がい児の保護者を対象とした「アンケート調査」を実施し、計画策定の基礎資料として活用しています。

②事業者・関係団体調査

保護者の会や各種関係団体等に対し自由記載方式を基本としたアンケート調査を実施し、ニーズや現状等の把握を行い計画策定に反映させています。

(4)パブリック・コメントの実施

パブリック・コメントとは、町民に対してあらかじめ素案を公表し、ご意見をいただき、その意見を考慮して意思決定をする制度です。

平成27年2月に町ホームページや公共機関において素案を公表し、いただいた意見を計画策定に反映させています。

5. 「障がい」の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がい者の人権をより尊重する観点から、可能な限り平仮名で表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまで通り「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第2章 障がい者を取り巻く状況

第2章 障がい者を取り巻く状況

1. 人口構成

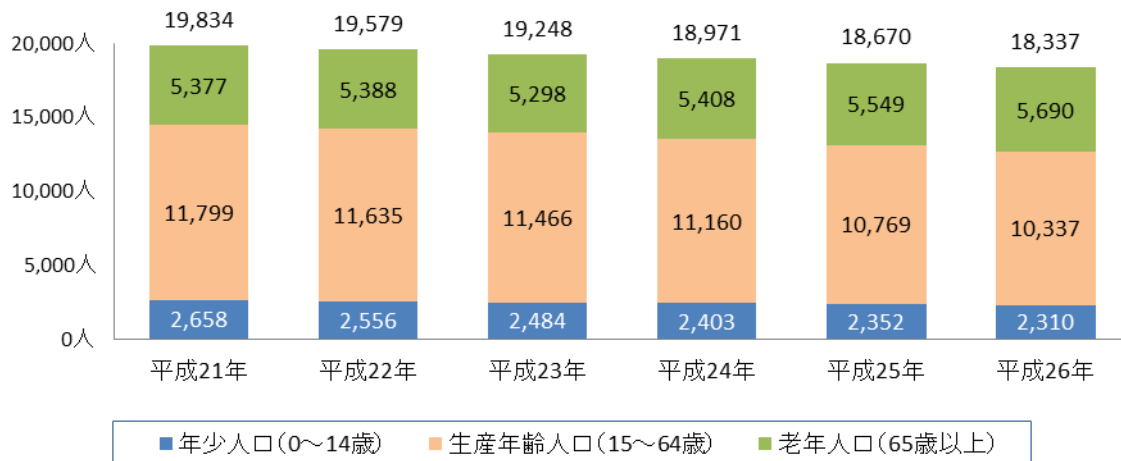
本町の総人口は、平成21年の19,834人から平成26年の18,337人と年々減少傾向で推移しています。

年代別にみると、「年少人口」「生産年齢人口」は減少傾向にあるのに対し、「老年人口」は増加傾向にあり、少子高齢化の傾向が見られます。

人口の推移

[単位:人]

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
年少人口(0～14歳)	2,658	2,556	2,484	2,403	2,352	2,310
生産年齢人口(15～64歳)	11,799	11,635	11,466	11,160	10,769	10,337
老年人口(65歳以上)	5,377	5,388	5,298	5,408	5,549	5,690
総人口	19,834	19,579	19,248	18,971	18,670	18,337



資料：住民基本台帳
各年10月1日現在

2. 各種障がい者手帳の所持状況

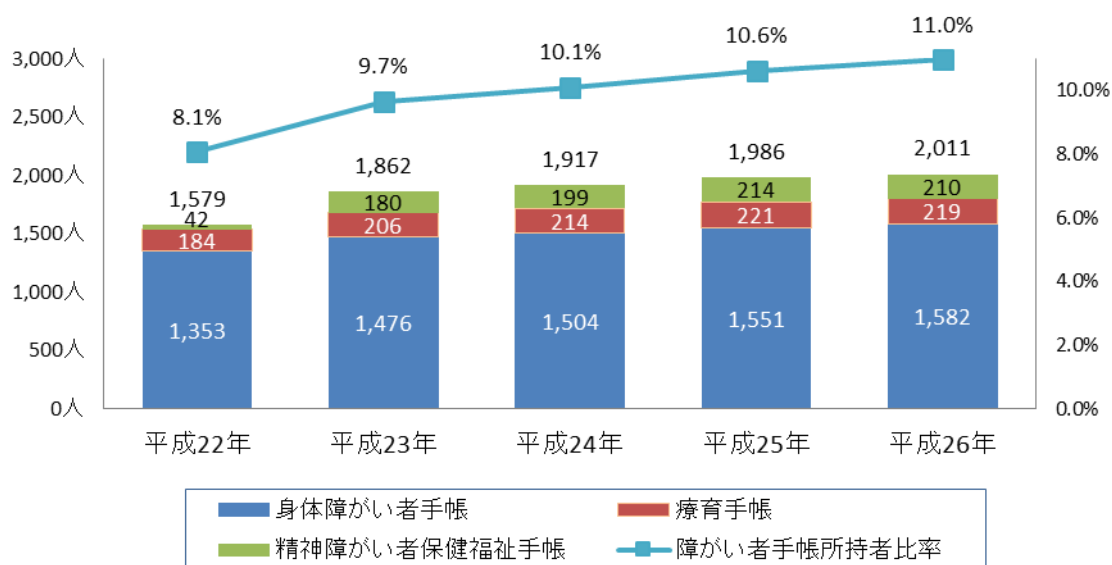
障がい者手帳所持者は、平成 22 年の 1,579 人から、平成 26 年の 2,011 人と年々増加傾向で推移しています。

また、総人口に対する障がい者手帳所持者の比率も年々増加傾向にあります。

各種障がい者手帳の所持状況の推移

[単位:人]

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
身体障がい者手帳	1,353	1,476	1,504	1,551	1,582
療育手帳	184	206	214	221	219
精神障がい者保健福祉手帳	42	180	199	214	210
障がい者手帳所持者数	1,579	1,862	1,917	1,986	2,011
障がい者手帳所持者比率	8.1%	9.7%	10.1%	10.6%	11.0%



各年 10 月 1 日現在

3. 身体障がい者

(1) 年代別身体障がい者手帳の所持者数

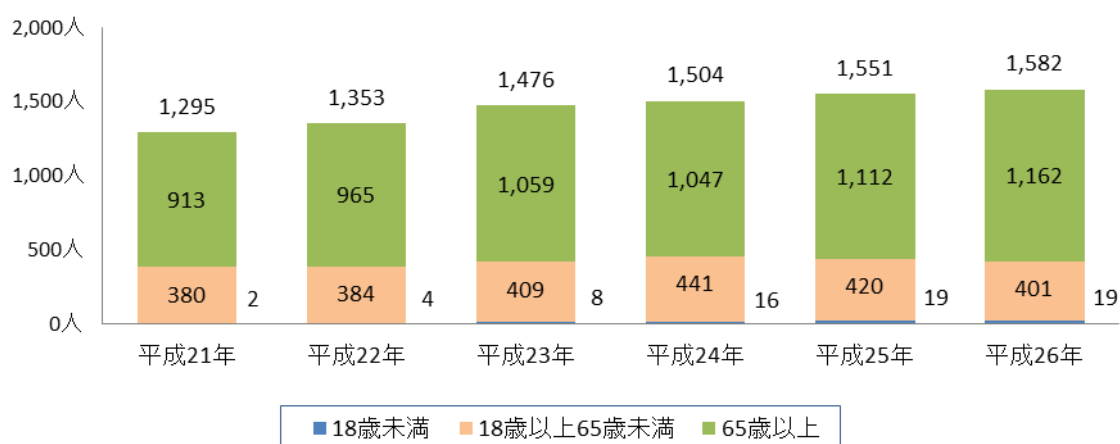
身体障がい者手帳所持者は平成 21 年の 1,295 人から平成 26 年の 1,582 人と年々増加傾向で推移しています。

年代別の所持者をみると、「18 歳未満」「65 歳以上」の手帳所持者数が、増加傾向となっています

年代別身体障がい者手帳の所持者数の推移

[単位:人]

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
18 歳未満	2	4	8	16	19	19
18 歳以上 65 歳未満	380	384	409	441	420	401
65 歳以上	913	965	1,059	1,047	1,112	1,162
合 計	1,295	1,353	1,476	1,504	1,551	1,582



各年 10 月 1 日現在

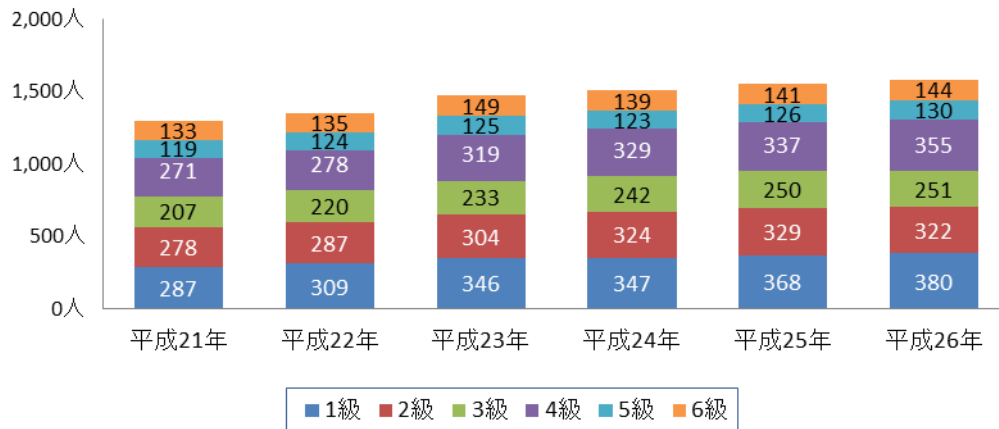
(2) 等級別身体障がい者手帳の所持者数

等級別身体障がい者手帳所持者数の推移をみると、1級から4級において増加傾向で推移しています。(等級は、重い順に1級から6級までとなっています。)

等級別身体障がい者手帳所持者数の推移

[単位:人]

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 級	287	309	346	347	368	380
2 級	278	287	304	324	329	322
3 級	207	220	233	242	250	251
4 級	271	278	319	329	337	355
5 級	119	124	125	123	126	130
6 級	133	135	149	139	141	144



各年 10月 1日現在

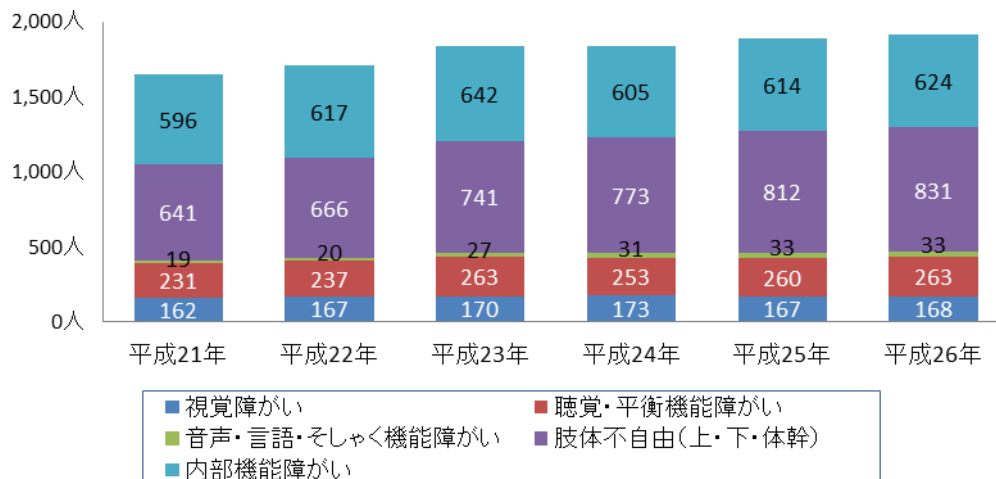
(3) 障がい部位別身体障がい者手帳の所持者数

障がい部位別身体障がい者手帳所持者数の推移をみると、「肢体不自由(上・下・体幹)」「音声・言語・そしゃく機能障がい」が増加傾向にあります。

障がい部位別身体障がい者手帳所持者数の推移

[単位:人]

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
視覚障がい	162	167	170	173	167	168
聴覚・平衡機能障がい	231	237	263	253	260	263
音声・言語・そしゃく機能障がい	19	20	27	31	33	33
肢体不自由(上・下・体幹)	641	666	741	773	812	831
内部機能障がい	596	617	642	605	614	624



各年 10 月 1 日現在

4. 知的障がい者

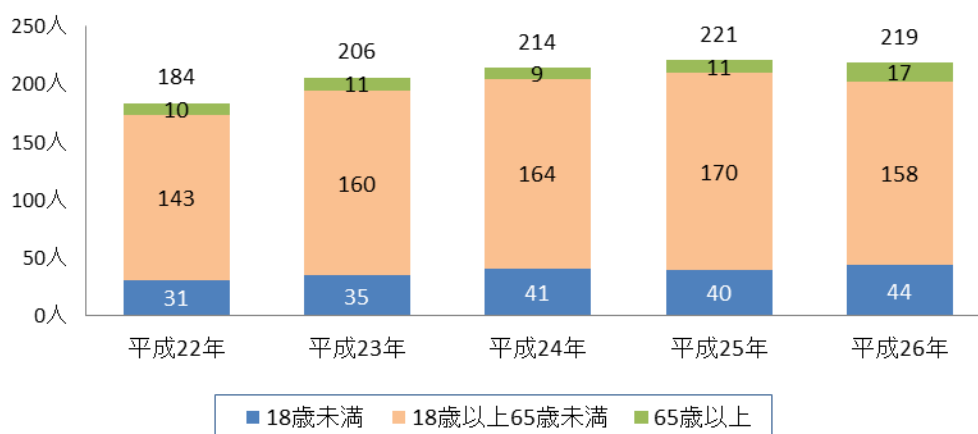
(1) 年代別療育手帳の所持者数

療育手帳の所持者は平成 22 年の 184 人から平成 25 年の 221 人と増加傾向にありましたが、平成 26 年は若干減少しています。

年代別療育手帳の所持者数の推移

[単位:人]

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
18 歳未満	31	35	41	40	44
18 歳以上 65 歳未満	143	160	164	170	158
65 歳以上	10	11	9	11	17
合計	184	206	214	221	219



各年 10 月 1 日現在

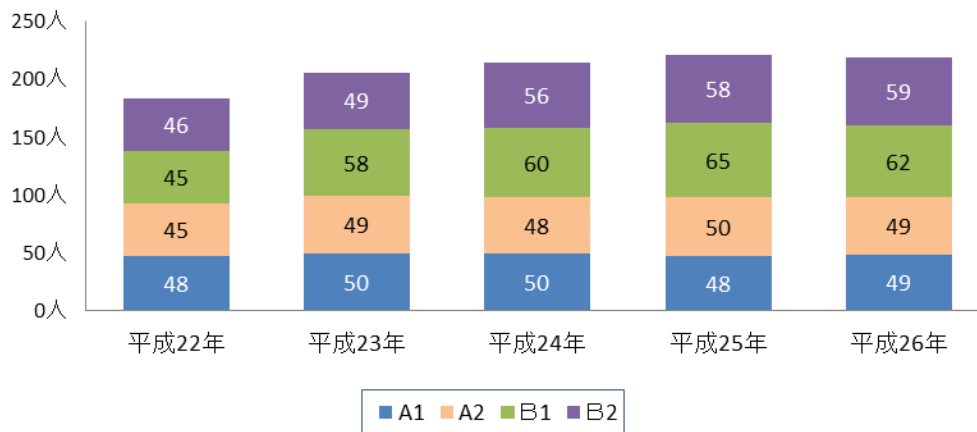
(2) 障がい程度別療育手帳の所持者数

障がい程度別療育手帳所持者数の推移をみると、「A1」「A2」は、ほぼ横ばいで推移しており、「B1」「B2」は増加傾向にあります。(等級は、A判定の方がB判定より重くなっています。)

障がい程度別療育手帳所持者数の推移

[単位:人]

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
A1	48	50	50	48	49
A2	45	49	48	50	49
B1	45	58	60	65	62
B2	46	49	56	58	59



各年10月1日現在

5. 精神障がい者

(1) 年代別精神障がい者保健福祉手帳所持者数

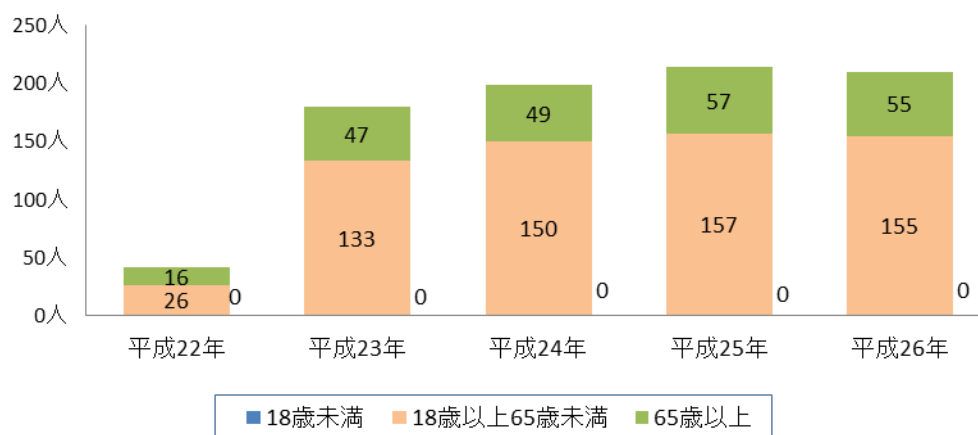
精神障がい者保健福祉手帳所持者数は平成 22 年の 42 人から平成 25 年の 214 人と年々増加傾向で推移していましたが、平成 26 年は若干減少しております。

年代別の所持者では、「18 歳未満」の手帳所持者はおらず、「18 歳以上 65 歳未満」「65 歳以上」においては平成 25 年まで増加傾向、平成 26 年は若干の減少傾向で推移しています。

年代別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

[単位:人]

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
18 歳未満	0	0	0	0	0
18 歳以上 65 歳未満	26	133	150	157	155
65 歳以上	16	47	49	57	55
合計	42	180	199	214	210



各年 10 月 1 日現在

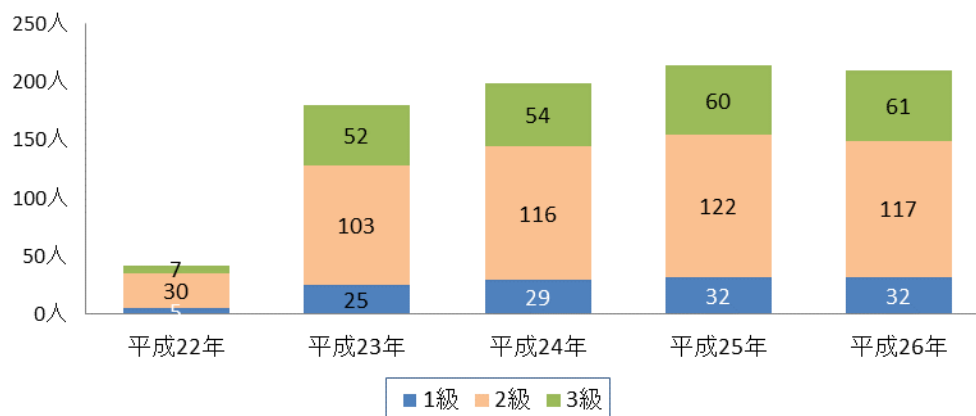
(2) 等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数

等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移では、年度ごとの増減はあるものの、すべての等級において増加傾向で推移しています。(等級は、重い順に1級、2級、3級の順となっています。)

等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

[単位:人]

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1級	5	25	29	32	32
2級	30	103	116	122	117
3級	7	52	54	60	61



各年10月1日現在

6. 障がい支援区分の認定者数の推移

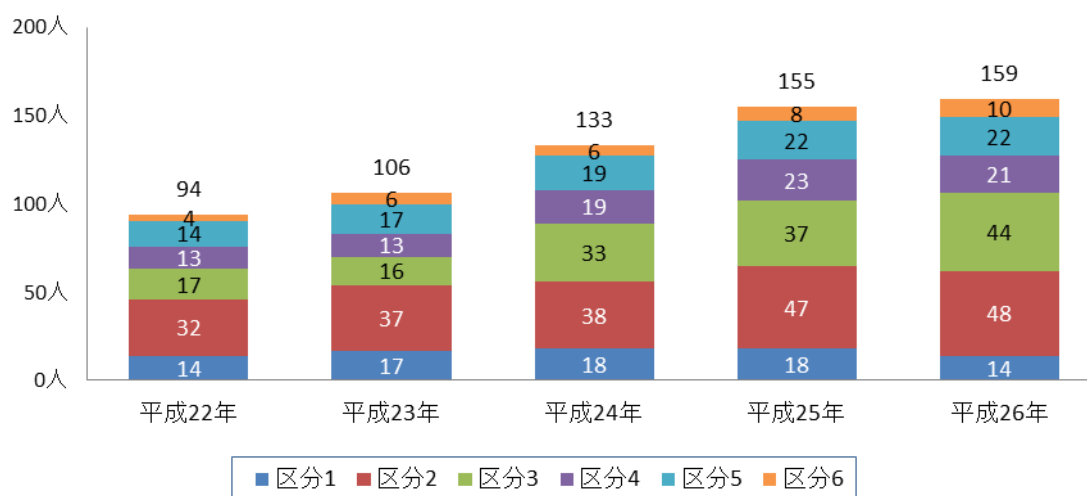
障がい支援区分の認定者数は平成 22 年の 94 人から平成 26 年の 159 人と年々増加傾向で推移しています。

障がい支援区分の程度では、「区分 2」「区分 3」「区分 5」「区分 6」が増加傾向にあります。

障がい支援区分の認定者数の推移

[単位:人]

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
区分 1	14	17	18	18	14
区分 2	32	37	38	47	48
区分 3	17	16	33	37	44
区分 4	13	13	19	23	21
区分 5	14	17	19	22	22
区分 6	4	6	6	8	10
合計	94	106	133	155	159



各年 3 月 31 日現在

7. アンケート調査

「川崎町第3期障がい者福祉基本計画及び川崎町第4期障がい福祉計画」を策定するにあたり、市民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握することを目的として実施しました。

(1) 調査概要

① 調査対象者

- 身体障がい者 : 川崎町在住の身体障がい者手帳保持者
- 知的障がい者 : 川崎町在住の療育手帳保持者
- 精神障がい者 : 川崎町在住の精神障がい者保健福祉手帳保持者

② 調査方法 郵送による配布、回収調査

③ 調査時期 平成26年8月13日(水)～平成26年9月1日(月)

(2) 回収結果

	配布数	有効回答数	有効回答率
身体障がい者調査	600	/	/
知的障がい者調査	219		
精神障がい者調査	217		
合計	1,036	302	29.2%

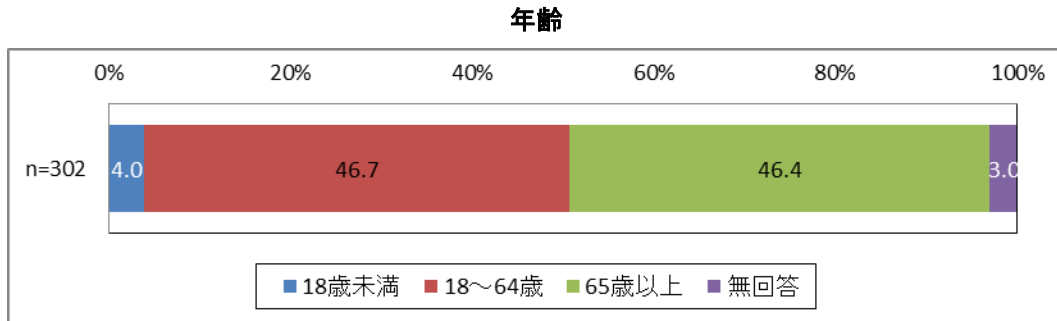
(3) 集計上の注意

- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設定は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。

(4) アンケート調査結果

① 年齢

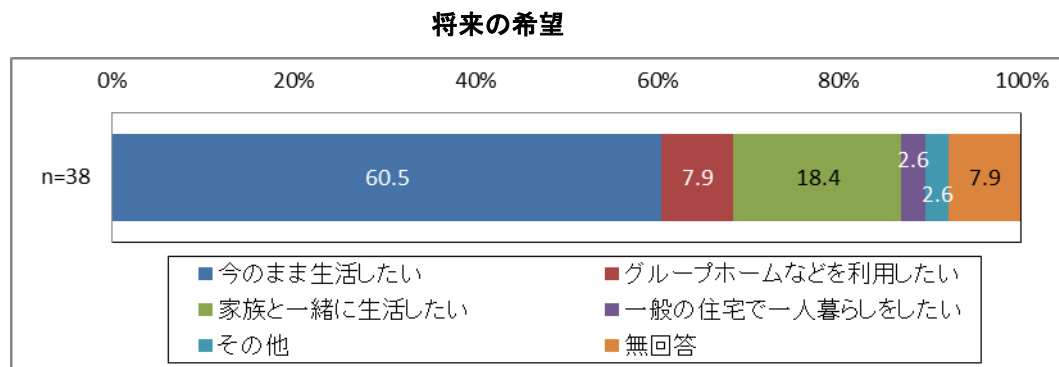
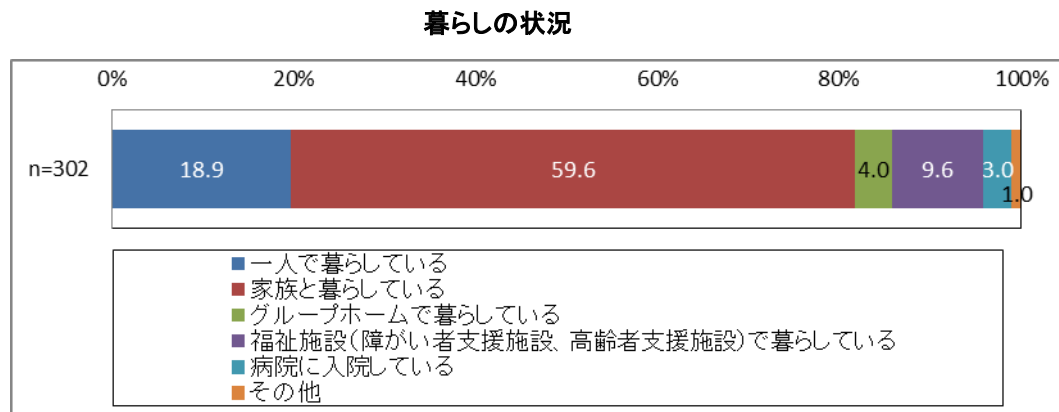
「18～64歳」が46.7%で最も多く、次いで「65歳以上」46.4%、「18歳未満」4.0%の順となっています。



② 暮らしの状況

どのように暮らしているかとの問いでは、「家族と暮らしている」が59.6%で最も多く、次いで「一人で暮らしている」18.9%、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」9.6%の順となっており、2割弱の方が一人暮らしという結果になっています。

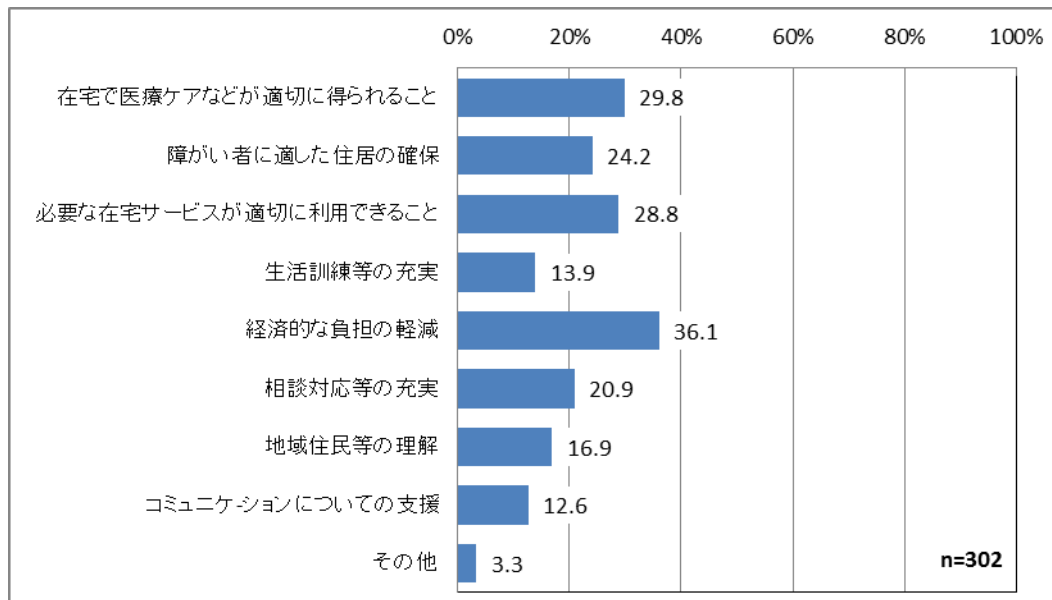
また、「施設で暮らしている」「病院に入院している」と回答した方に、将来の希望を確認したところ、「今のまま生活したい」が60.5%で最も多く、次いで「家族と一緒に生活したい」18.4%の順となっています。



③ 地域生活のために必要な支援

地域生活のために必要な支援では、「経済的な負担の軽減」が36.1%で最も多く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」29.8%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」28.8%の順となっています。

地域生活のために必要な支援

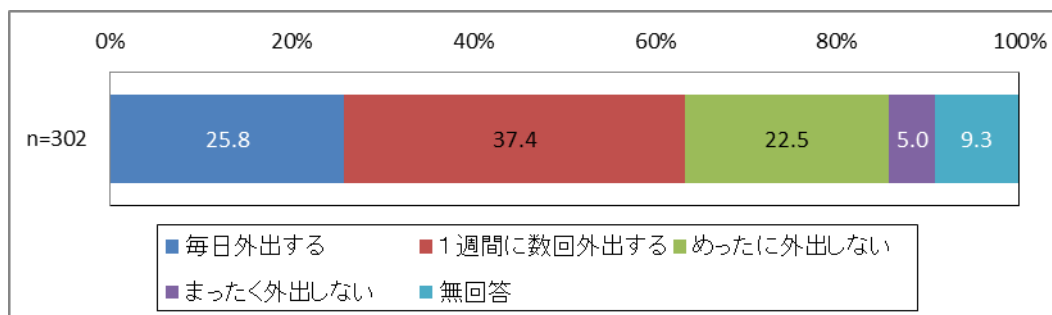


④ 外出頻度

1週間にどの程度外出しているかとの問いに対し、「1週間に数回外出する」が37.4%で最も多く、次いで「毎日外出する」25.8%、「めったに外出しない」22.5%の順となっています。

1週間のうち数回でも外出する方の割合は6割強となっていますが、3割弱の方がほとんど外出されていない状況です。

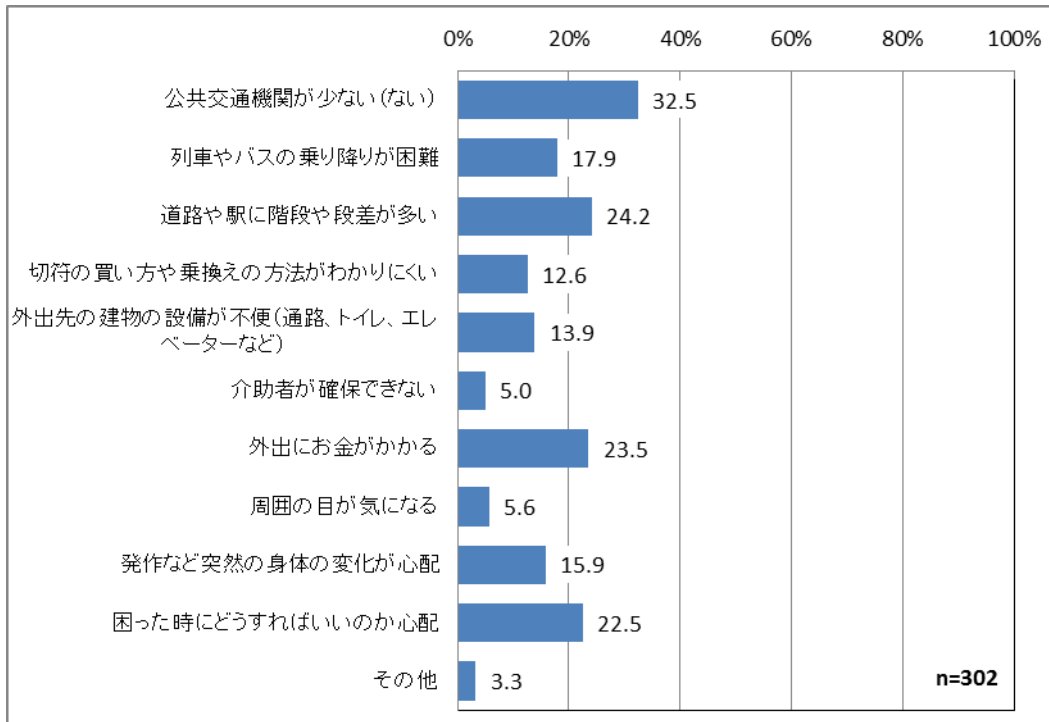
外出頻度



⑤ 外出の際に困ること

外出の際に困ることの問いに対し、「公共交通機関が少ない(ない)」が32.5%で最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」24.2%、「外出にお金がかかる」23.5%の順となっています。

外出の際に困ること

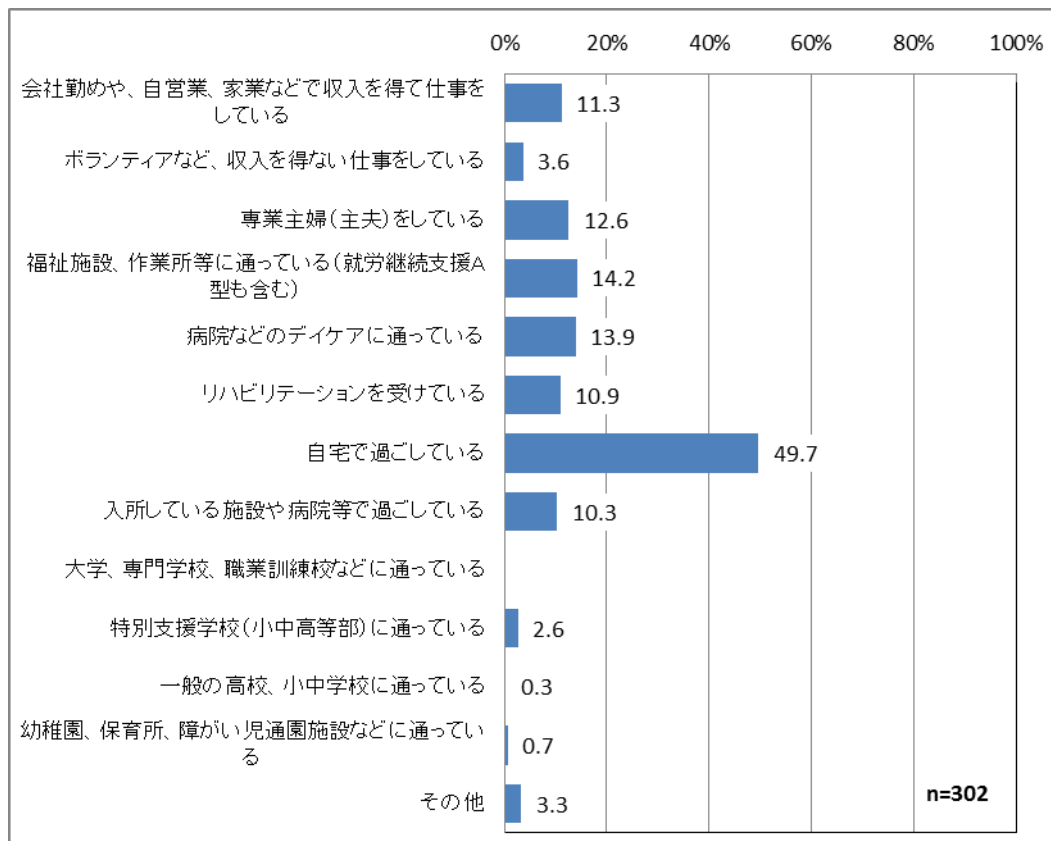


⑥ 日中の過ごし方

平日の日中の過ごし方では、「自宅で過ごしている」が49.7%で最も多く、次いで「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」14.2%、「病院などのデイケアに通っている」13.9%の順となっています。

また、「収入を得て仕事をしている」と回答した方は、11.3%と全体の1割強となっています。

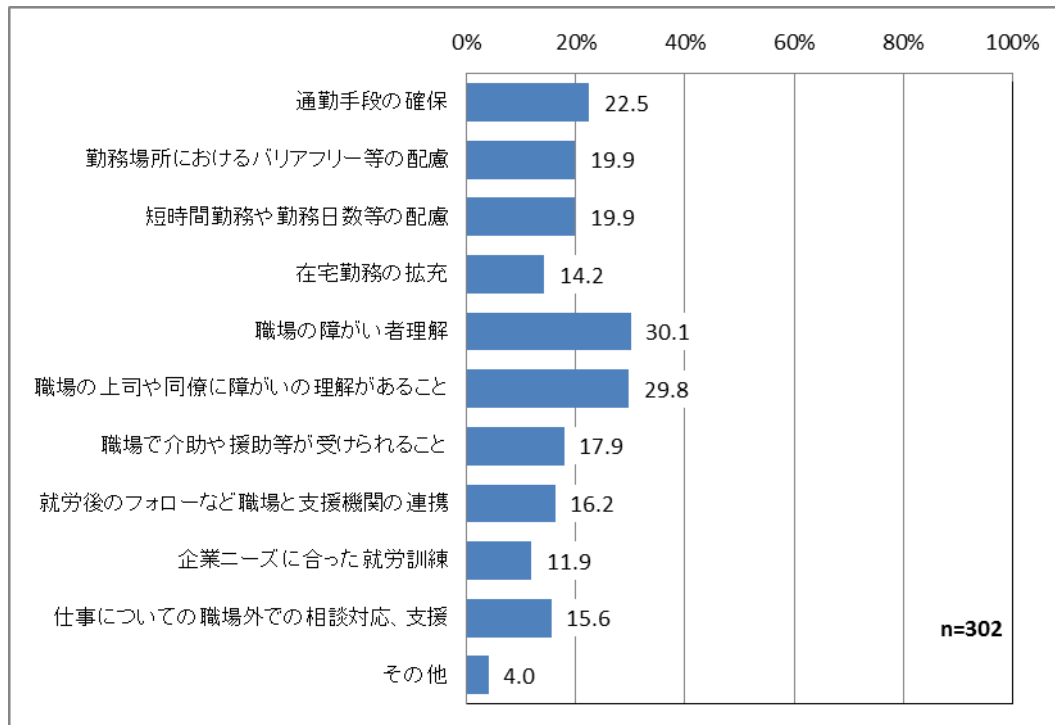
日中の過ごし方



⑦ 障がい者の就労支援として必要だと思う事

障がい者の就労支援として必要だと思う事では、「職場の障がい者理解」が30.1%で最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」29.8%、「通勤手段の確保」22.5%の順となっています。

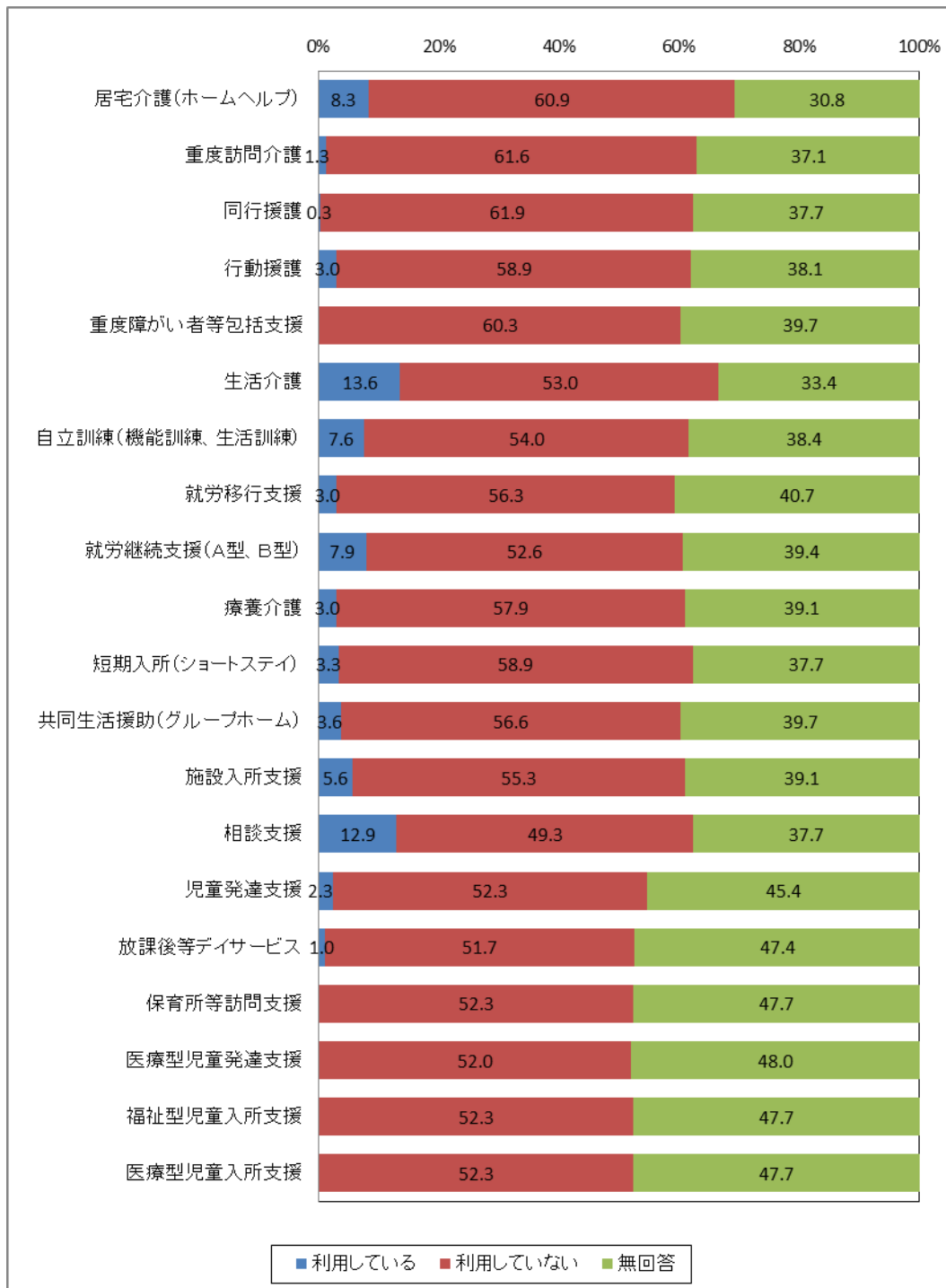
障がい者の就労支援として必要だと思う事



⑧ 障がい福祉サービスの利用状況及び利用希望

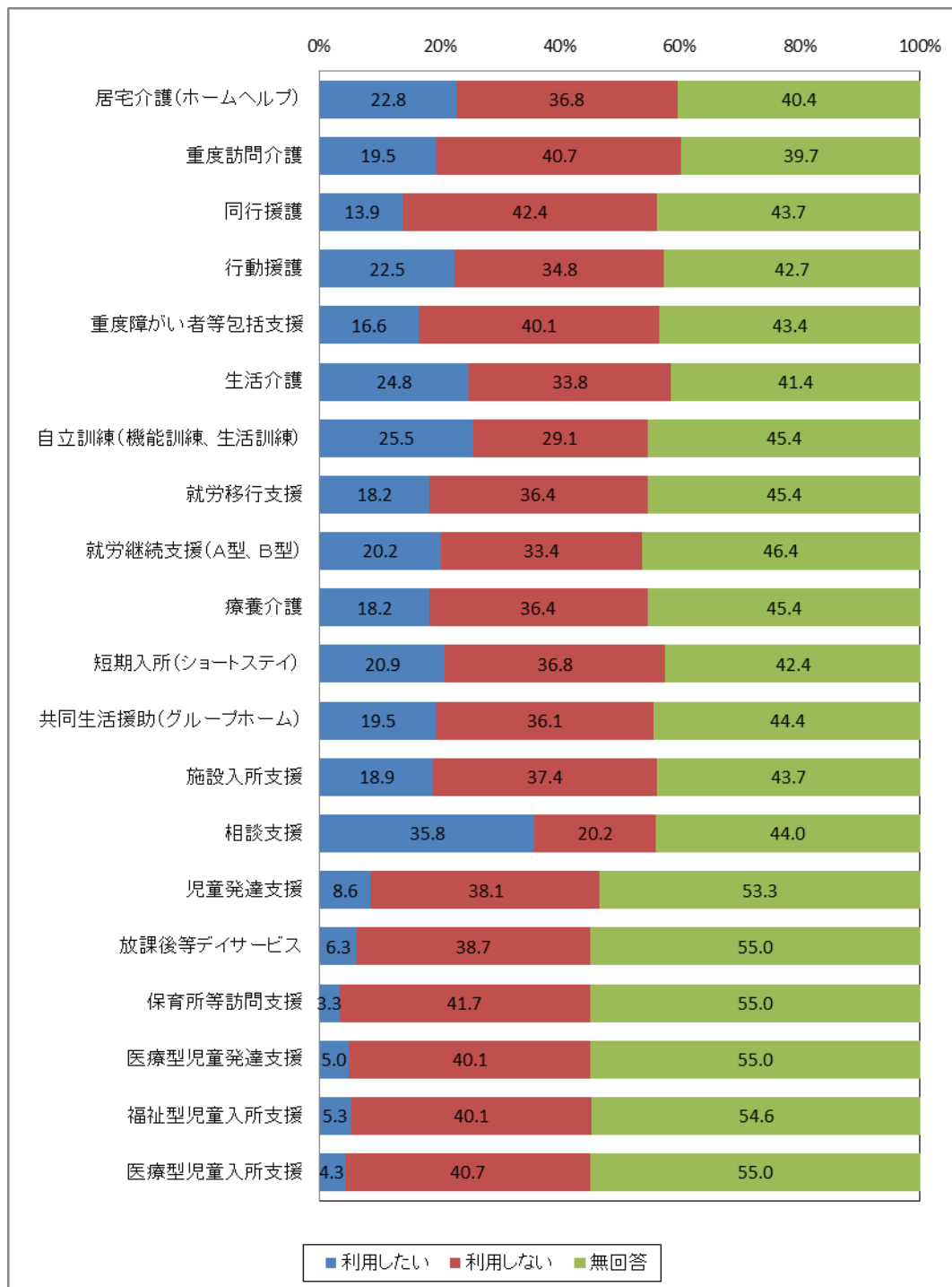
障がい福祉サービスの利用が多いサービスでは、「生活介護」が13.6%と最も多く、次いで「相談支援」12.9%、「居宅介護（ホームヘルプ）」8.3%の順となっています。

利用状況



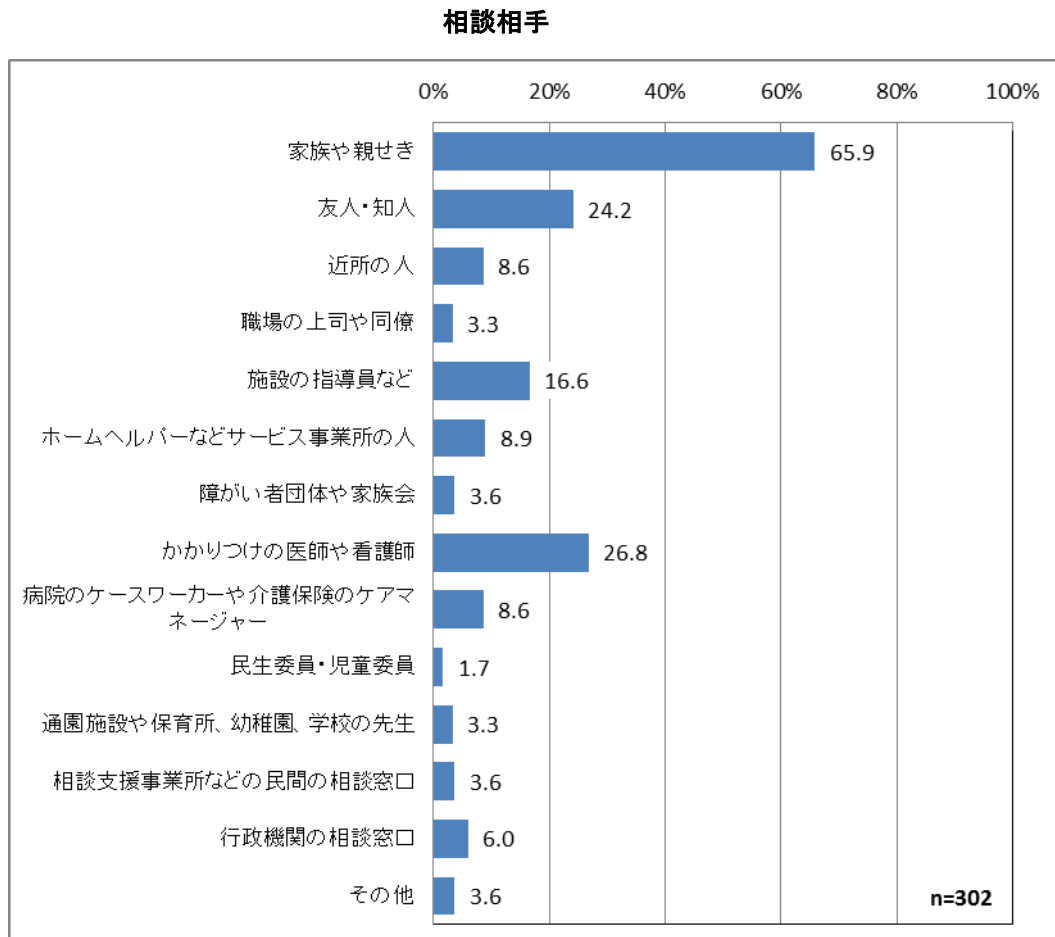
障がい福祉サービスの利用の希望が多いサービスでは、「相談支援」が35.8%と最も多く、次いで「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」25.5%、「生活介護」24.8%の順となっています。

利用希望



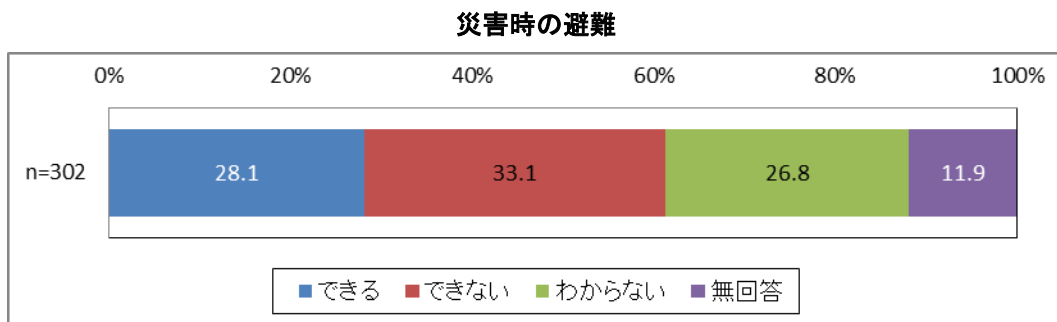
⑨ 相談相手

悩みごとの相談相手としては、「家族や親せき」が65.9%で最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」26.8%、「友人・知人」24.2%の順となっています。



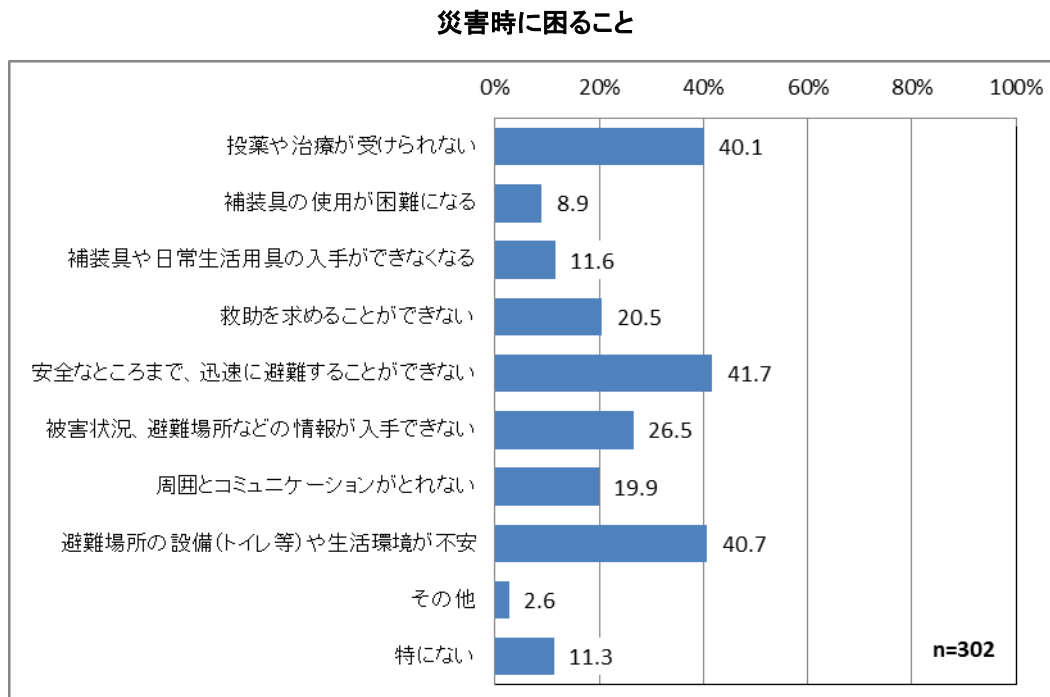
⑩ 災害時の避難

災害時に一人で避難できるかという問いに対し、「できない」が33.1%で最も多く、次いで「できる」28.1%、「わからない」26.8%の順となっており、「できない」「わからない」をあわせると、半数以上の方が災害時の避難に不安を持っているという状況です。



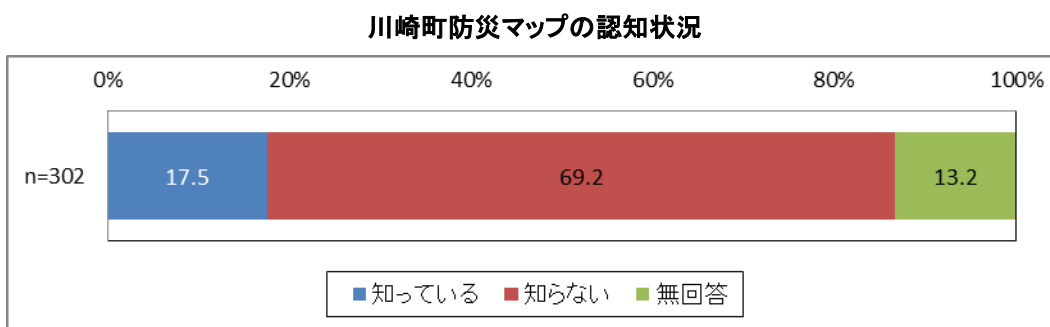
⑪ 災害時に困ること

災害時に困ることでは、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が41.7%で最も多く、次いで「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」40.7%、「投薬や治療が受けられない」40.1%の順となっています。



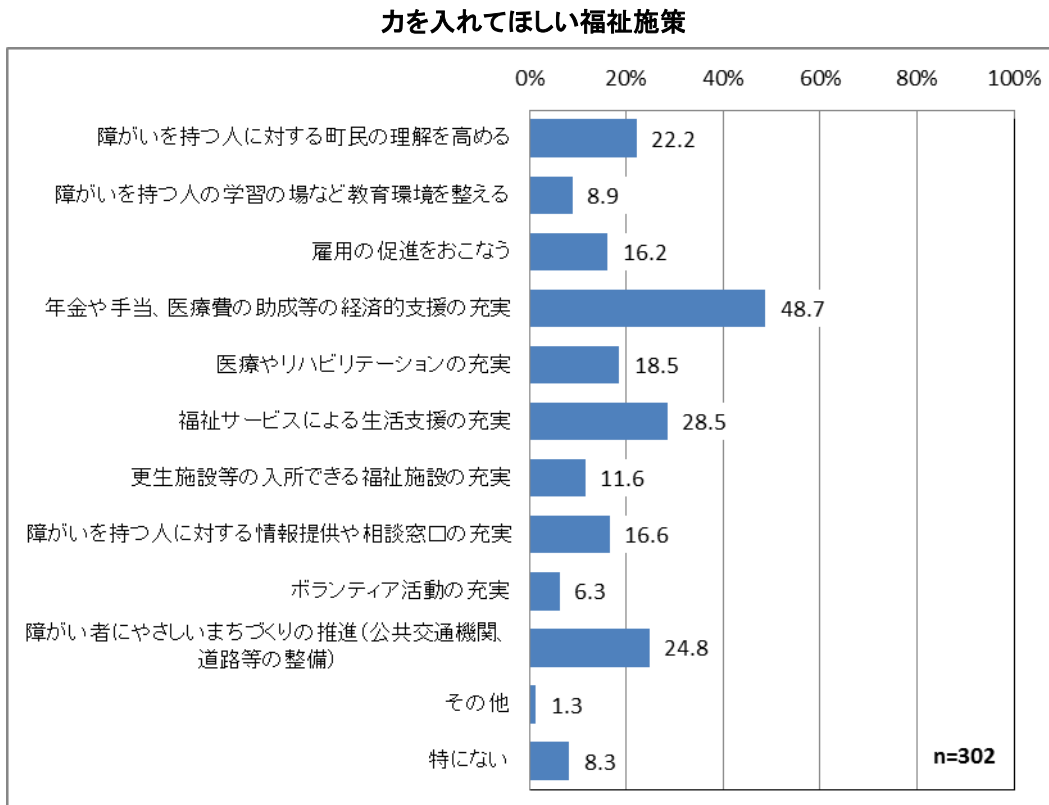
⑫ 川崎町防災マップの認知状況

「知っている」が17.5%、「知らない」が69.2%となっており、知っているの割合が少なくなっています。



⑬ 力を入れてほしい福祉施策

力を入れてほしい福祉施策では、「年金や手当、医療費の助成等の経済的支援の充実」が48.7%で最も多く、次いで「福祉サービスによる生活支援の充実」28.5%、「障がい者にやさしいまちづくりの推進（公共交通機関、道路等の整備）」24.8%の順となっています。



8. 関係団体ヒアリング

(1) ヒアリングの概要

①関係団体等ヒアリングの目的

「川崎町障がい者福祉基本計画及び障がい福祉計画」の策定にあたり、個別の具体的なニーズを、当事者などの声に直接耳を傾ける（ヒアリング）ことにより、詳細な状況や、今抱えている様々な問題等を把握することを目的として実施しました。

ヒアリングの内容としては、課題・問題点や今後の要望などを中心に意見等を伺いました。

②調査方法

文書による照会調査を実施しました。

③調査協力団体・事業者等

- 障がい者（児）関係団体
- サービス提供事業者
- 相談支援事業者
- 医療機関

※21団体から回答をいただきました。

④調査内容

●障がい者（児）関係団体調査

- 活動内容や活動上の課題
- 行政へ望むこと
- その他

●サービス提供事業者調査

- サービスを提供する上での問題点や課題
- 独自支援や連携状況等
- 就労、地域生活への移行
- その他

●相談支援事業者

- 主な相談内容
- 支援する上での問題点や課題

●医療機関

- 支援していく上での課題や問題点について
- 必要だと思う制度や支援

(2) ヒアリングの結果

関係団体から頂いた様々な意見のうち、いくつかの意見を抜粋して、記載しています。

①障がい者（児）関係団体調査

【具体的な意見】

○活動内容や活動上の課題

- ・組織拡大及び財政基盤の確立。
- ・身障者の巡回相談。
- ・ふくしまつりへの参加。
- ・身障者体育大会への参加。
- ・理事会や総会。
- ・毎週木曜日（10：00～15：00）隣保館においてたまり場開催。
- ・会員が増えない。
- ・発足時小学生だった子ども達は成人を過ぎており、親の高齢化が心配。
- ・定期的な手話講習会の開催。
- ・年間を通しての例会、別テキストの講習。
- ・町主催の講演会等への手話通訳の協力。
- ・手話講習会を修了された方達とその後聴覚障がいの方との交流がもてない事で手話を忘れていっているように思う。
- ・役場、各窓口でも、手続きの方法など、説明が出来るくらいの手話が分かるようになってほしい。
- ・行政の方達にも手話講習会に参加し、手話を回りの人達へ伝えてほしい。

○行政へ望むこと

- ・今一番の問題点は会員の減少。行政の窓口で手帳申請の時に身障者の会に加入するよう、行政からも声かけをお願いしたい。
- ・町職員の障がい者雇用
- ・親なき後も生活環境を変えることなく、この町に住めるようなサポートを。
- ・行政からはご理解と手話の会に対し援助をいただき感謝している。

○その他

- ・社会福祉協議会にもっと有効に働いて欲しい。
- ・高齢者ばかりではなく障がい者にも、もっと利用できる施設が欲しい。
- ・現在のふくしまつりをふくしのためのまつり本来の形にもどすべき。

②サービス提供事業者調査

【具体的な意見】

○サービスを提供する上での問題点

- 入所利用者の高齢化
- 3障がいの統合、難病の受入れに対し、どのように対応すべきなのか。
- 就労を希望する障がい者の多くは、製造業等比較的同じ作業をくり返す様な職種を好む傾向があるが、日本の産業構造は第二次産業中心から、第三次産業へと変化しており、サービス業が主な成長産業となりつつあり、サービス業は、対人関係・コミュニケーション能力が重要で、かつ臨機応変な対応を求められる為、それに順応できる障がい者は限られる。
- 利用者の特性を生かした支援・訓練を行っていきたいが、現行では数量規制を国が行っている為、十分な福祉サービスを広く提供することが難しい。
- 市町村の審査会での審議内容について、書面での提出や数分の聞き取りだけで、実際に利用者本人の意向が聞きいれてもらっているのか、事業所側では解らない。
- 行政のしっかりした対応が出来るように事業所も連携をして行きたいが、行政との壁を強く感じる。
- 介護保険での支援専門員の役を担う相談支援従業者がいない為、担当のサービス提供責任者に重責がかかってしまう。
- 個人情報保護等の問題もあり、サービスに関わる情報をいただけない場合がある。
- 情報をいただきたい理由としては、初回利用者に関しては、ご自分の病症をよく理解されていない方や、詳細には語りたがらないご家族が多い為。
- 利用者からの難易度の高いクレーム、事業所では解決できない(利用者からの)セクハラやパワハラ、また、業務指導など、事業所のスーパーバイザー的な窓口がほしい。
- 気軽に相談できる、役場の担当窓口であっていただきたい。
- 新たな事業やサービスを提供したいと思っても人材の確保が難しい。
- 生活介護では利用者にあった個別のサービスを行いたいと思っはいるが、多くの経費や人手がかかるのでできていないのが現状。
- 就労継続支援B型では工賃の向上と利用者支援の両立が難しい。
- 体重増加傾向の方の体重管理。
- 知的、精神障がい者が共同生活をする上での対人関係のとり方が課題。
- 障がい支援区分判定による区分に分けられ、支援の枠組みを決められ、それに沿った支援を受ける。今の支援体制では、本人が真に望み求めるニーズに即した支援ではないと感じる。

- 誰のためのサービスなのか、何のためのサービスなのか、常に意識を持ち、本人不在の支援ではなく、本人のニーズに沿った「心地よい居場所」を提供する支援が、真の障がい者支援だと考え、努力していきたいと考えている。
- 出勤予定者の欠勤（精神的に不安定な時など）。
- 仕事を覚えるまでの指導。
- 利用者の各々が自立した社会生活を送れる様、また、自分が働いているという自覚をもてる様につとめている。
- ホームヘルプは自宅に行く為、体調の良・悪に気づく事を心がけている。
- A型事業所なので、週 20 時間が原則となるが、通院や情緒不安により、利用率の低下があり、減算対象となってしまう事がある。利用率の向上が課題。

○独自支援や連携状況等

- 介護保険 2 号被保険者は、現状ではデイサービス等の受け入れ先がなかなかない状況にある。
- ハローワーク（障がい者担当）、関係市町村、相談支援事業所等、フォーマルな関係機関との連携に加え、インフォーマルなネットワーク会議（田川圏域障がい者就労支援ネットワーク：2 ヶ月に 1 回開催）等にも積極的に参加し、横の連携にも注力している。
- 行政や他の事業所との連携はとりづらい状況にある。
- 利用者の利益では無く、複数の事業所が関わっている場合、それぞれの事業所の都合などが優先される傾向にあるような気がする。
- すべての関係する事業所を調整する機関が欲しい。
- 交通網が不便な利用者のための、病院などへの通院支援。
- 他の事業所の製品販売や製品購入。
- 主に相談支援事業所、精神科病院と連携を図っている。
- 日中サービスの中で、通常送迎以外にも通院、居宅介護の時間との調整の為、イレギュラーな送迎が数多く発生している。移送サービス等の社会資源があれば良いと思う。
- 各事業所が、課題やニーズを持ち寄り情報交換できる場所と、取りまとめる窓口を望む。
- 事業所の効果・効率を最大源に上げる取り組みとして、行政・地域・事業所等が一体となり連携できるようになれば、障がい者支援も大きな広がりができると思う。
- 障がい者の方々を一般就労に移行させることは、なかなか難しいことを、受け入れる企業が、ある程度理解する必要があると思う。
- ホームヘルプ事業では、身体介護を行う利用者に対し常に医者との連絡を取る事を行っている。
- 体調の変化にいち早く気づける様に心がけている。

- ・グループホームでは、家族との連携を図るようにしている。馴れてくると、生活が乱れ、金銭・外出等にわがままが見られる為、グループホーム内での生活を月1回連絡している。
- ・就労では、一ヶ月1回新聞を作り、実習の成果を連携機関に送付している。
- ・他法人との連携を重視している（移行事業所、ハローワーク、就業生活支援センター、相談支援センター等）。

○就労、地域生活への移行

- ・本人、家族の理解・地域生活の具体的なイメージを図る。
- ・障がい者への地域住民の理解が不十分。
- ・児童教育時からの啓発活動等が必要だと考える。
- ・就労・自立訓練の利用期間を十分に設けることが必要。現行では1年6ヶ月～2年とあるが、現在の地域経済状況からすると非常に難しいと思う。
- ・地域の住民の方々の理解と協力がまずは必要だと感じる。
- ・地域で生活していくには、近隣の住民の支援無くしてはありえないと思う。
（声かけ、ゴミ出し等）
- ・就労に関しては、残存能力を十分に生かせる指導者の育成が大切だと考える。また、受け入れる会社・事業所の担当者、就労を希望する障がいを持っている方、双方の話を聞きとれる窓口が必要だと思う。
- ・障がいのある方の状態把握（障がいのある方のやる気や、企業の受け入れ条件等も必要）。
- ・障がい者施設と企業との連携が必要だと思う。
- ・地域生活では、障がい者に対する住民の理解やバリアフリー化。車椅子でバスやJRに乗ることができ、障がいのある方専用のアパートが必要だと考える。
（グループホームを含む）
- ・就労、地域生活ができる場を増やす必要があると思う。
- ・障がい者就業・生活支援センターとの連携、ジョブコーチ等の育成。並びに就労先の確保。
- ・受け側（地域・企業等）の理解が全てだと考える。
- ・同じ障がいでも一人一人違い、その方に沿った、やり方さえ工夫すれば、できない事はないように思う。
- ・社会の偏見や受け皿が少ない現状では、まだまだ障がい者の就労・地域生活の移行は難しく、「障がい者を特別扱いしない」の理解を強く望む。
- ・食事面での家族の協力、睡眠、体力をつける。家に引きこもる方は、実習に行っても体力がない為、長続きしない。
- ・コミュニケーション能力をつけさせたい。就労移行では、SST（社会生活技能訓練）を行い、コミュニケーション能力をつけさせている。
- ・行政による積極的な情報発信。

○その他

- 地方自治体独自の政策を行うことで、地域に適したサービスを提供できると思われる。その為には、行政・事業所が連携し、実践・実行することが今後の福祉サービスを行っていく上で重要と思われる。
- 必要な方には必要なだけのサービスを提供してもらいたい。本当に必要な方が、各種サービスを受けられる事すら知らないことがある。
- 足を運び調査・聞きとり等の掘り起こしをお願いしたい。

③相談支援事業者

【具体的な意見】

○支援する上での問題点や課題について

- 相談支援専門員等のマンパワーが不足している。少人数で昼夜を問わず相談、支援を実施しているため、スタッフの負担が大きい。
- 支援対象の方の理解力が乏しい場合、幾度も説明・指導・支援をしているが、なかなか改善に繋がらないのがスタッフの悩みである。
- 田川圏域の連携～生活圈域となるが各市町村での取組みに差がある。
- 交通の便が悪く、移動手段の確保。働く場の確保。
- 福祉関連全般～なかなか周知がされていない。

○独自支援や連携状況等

- まだまだな状況であり、「ゆう」や「くれそん」など他事業所に相談しているような段階。
- 福岡県障がい児等療育支援事業を委託している（1/2 か月～専門部会あり）。
- 保育所や学校、施設に出向き・助言・指導等行っている。
- 広域自立支援協議会（川崎町・福智町・大任町・糸田町・赤村）。
- ごえんの会（筑豊地区ケアマネジメント研究会）。
- 川崎町療育相談。
- 「人に優しい町、田川をつくる会」。

○その他

- 困難なケースの場合、社会福祉課だけでなく、川崎町保健センター、子育て支援センターなど連携していただき助かっている。
- 教育と福祉がなかなか重なりあわないと感じる。

④医療機関

【具体的な意見】

○独自支援や連携状況等

- 個別のケースに応じて必要時連携を図っている。病院の系列でグループホームを有している。

○課題、支援のあり方、行政への要望等

- 障がい者入所施設が少ない為、65才未満で自宅へ戻れない入院患者の退院先がない。
- 家族が高齢で施設に入所していたり、身よりがいない方の保証人がいないケースがある為、そういった方を優先的に受け入れてくれる町営住宅などを検討してほしい。
- 高齢な方（65歳以上）だが、知的障がい、精神障がいがある方にも幅広く対応できる施設をつくっていただきたい。

第3章 計画の基本理念

第3章 計画の基本理念

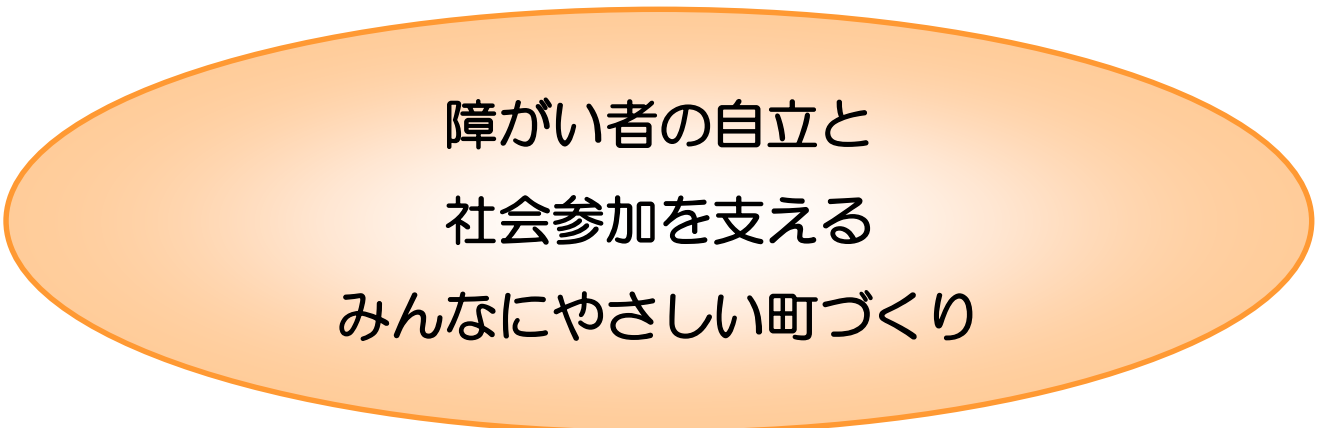
1. 基本理念

障がい者施策に関する制度上の見直しが進み、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しつつある中、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加、参画し、できる限り住み慣れた地域で自立して暮らすことのできる場と環境の整備が求められています。

本町では、「障がい者の自立と社会参加を支えるみんなにやさしい町づくり」の基本理念のもと、「川崎町障害者福祉基本計画（第2期）」に即した障がい者施策の推進を図ってきました。

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて各種施策が展開されることが重要であることから、本計画においても「川崎町障害者福祉基本計画（第2期）」で定めた基本理念を継承し、誰もが住みなれた地域で自立した生活を送り、互いを尊重し合い、共に支えあう地域の実現を目指して、施策の推進を図ります。

■基本理念

A large, light orange oval graphic containing the text of the basic concept.

障がい者の自立と
社会参加を支える
みんなにやさしい町づくり

2. 基本方針

基本理念である「障がい者の自立と社会参加を支えるみんなにやさしい町づくり」の実現に向けて、5つの基本方針を設定し、施策の推進を図ります。

基本方針1

障がいへの理解と交流・活動の促進【広報・啓発等】

障がいがある人もない人も共に生活し、社会参加できる共生社会を実現するためには、すべての町民が障がいや障がい者のことを十分に理解し、障がい者に対する誤解や偏見を解消することが重要な課題です。また、障がい者にとってスポーツやレクリエーション活動、文化活動などに参加することは、機能回復の効果だけでなく、心身の健康の保持・増強・自立意欲の促進・生きがいづくりの場ともなり、その果たす役割は重要です。このため、障がいがある人もない人も相互に理解し、交流できる場をつくるとともに、障がい者自身が主体的に参加し、活動できるよう支援します。

基本方針2

地域生活への支援【保健、医療、福祉サービス等】

障がい者が安心して暮らしていくためには、保健・医療の充実した地域環境が必要です。健康づくりをはじめ、乳幼児期における障がいの早期発見や早期療育、中途障がいを予防するための保健活動の強化を図るほか、地域生活をフォローする保健関係機関のネットワークによる相談支援体制の確立、リハビリテーションの充実に努めます。

また、「障害者総合支援法」に基づく、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の整備・充実など、障がい者の生活を総合的に支援します。

基本方針3

育ち、学ぶ環境づくり【教育・育成等】

障がいのある児童生徒の能力と可能性を最大限に伸ばすため、障がいの程度や種類に対応した一貫性のある教育・育成支援体制の整備が必要です。そのため、特別支援教育の推進とともに、研修等による教職員の能力・技能の向上を図ります。

また、障がい及び障がい者への町民の理解を促進するためには、幼少時から福祉についての正しい理解を深めるとともに、障がいのある子どもと障がいのない子ども、地域の人々がともに活動し、お互いを理解し合うことが重要です。地域で障がい者を支えることができるよう、家族・地域住民・行政が一体となってそれぞれが果たすべき役割を認識し、連携をとりながら障がい者の社会参加を可能にする教育施策を推進します。

基本方針4

安全・安心のまちづくり【生活環境、安全・安心等】

すべての人が自立して生き生きと生活するためには、誰もが住みよいまちづくりを目指した地域基盤の整備を推進することが必要です。

このため障がい者の利用を前提とする意識のもとで公共施設をはじめとする道路環境、交通機関、商店舗等のバリアフリー化を促進し、障がいがある人もない人も、全ての住民が自由に行動できる人にやさしいまちづくりを目指します。

また、災害時に障がい者の安全を確保できるよう、地域の関係団体と連携しながら、障がい者や高齢者等の要援護者に関する情報の収集や、地域での支援体制づくりなどの防災対策を推進していきます。

基本方針5

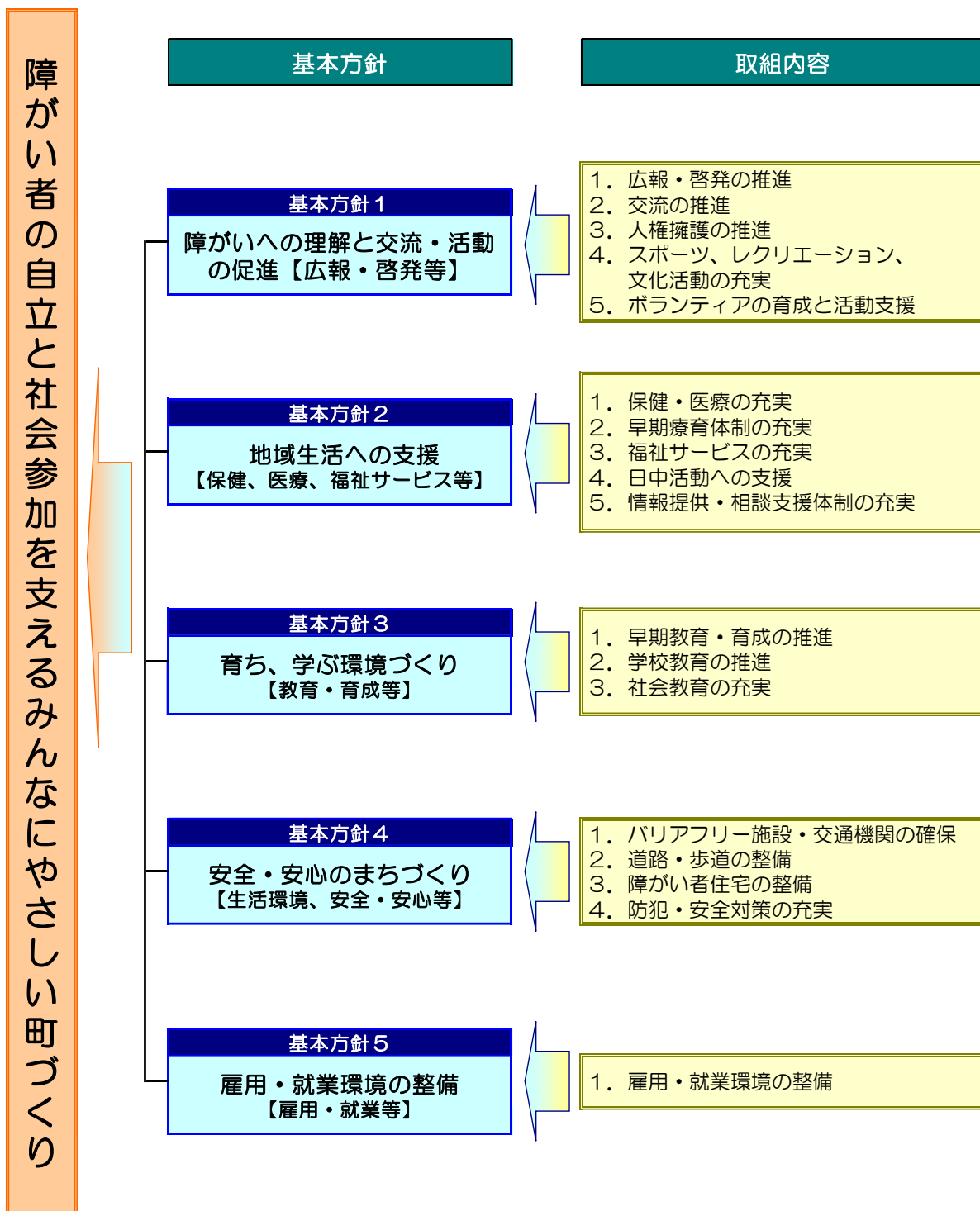
雇用・就業環境の整備【雇用・就業等】

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、経済的基盤となる就労は極めて重要なものです。また、就労は、単に経済的な自立だけではなく、社会性の獲得や生きがいの創出等につながります。

障がい者が地域で生きがいをもって生活し、社会活動に参加していくためには、障がい者の働く意欲を尊重し、一般雇用をはじめ、福祉的就労を含めた就労支援が必要です。

障がいのある人がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるよう、「障害者の雇用の促進等に関する法律」等の関連法に基づき、働く障がい者、働くことを希望する障がい者を支援し、障がいの種類及び程度に応じた障がい者の就業機会の拡大を目的とした各種施策を推進します。

3. 施策の体系



第4章 障がい者福祉基本計画

第4章 障がい者福祉基本計画

基本方針1 障がいへの理解と交流・活動の促進【広報・啓発等】

1. 広報・啓発の推進

障がいのある人はもとより、誰もが住みなれた町づくりをするためには、一人ひとりが障がい及び障がいのある人々への正しい理解と認識を深める事が大切です。

このため、広報活動を通して障がいについての正しい理解と意識の促進を図らなければなりません。

また、障がいのある人を含む全ての人々にとって住みよいまちづくりをすすめていくためには、社会を構成する全ての人々が障がい及び障がいのある人に対して十分理解をしていくことが重要です。

本町では、障がい者に対する理解と障がい者自身の社会参加が深まるよう、「障害者週間（12月3日～12月9日）」を中心にボランティアの協力を得ながら様々な催しを開催してきました。

今後も、町民の積極的な参加を求めながら、ボランティア団体、障がい者福祉団体などとの連携を図り、「ふくしまつり」や各種イベント等の内容を充実するとともに、啓発広報活動の推進に努めます。

また、障がい者の地域活動への参加や交流事業活動を積極的に支援するとともに、障がいについての正しい理解と認識の啓発に努めます。

さらに、町が発行する書類やパンフレットなど、各種申請書類の字を大きくするなど、わかりやすい、人にやさしい行政を推進します。

【施策の方向】

啓発広報活動の充実
町の広報紙やホームページ等を活用し、障がい者に関連する記事や制度を随時掲載するなど、障がい者についての正しい理解の推進を図ります。
「ふくしまつり」等において、町民参加型イベントを行うなど、啓発広報活動を実施します。
障がい者手帳を交付する際に配布する「福祉のしおり」の内容を充実させ、福祉制度の周知を図るとともに、制度等に変更があった際には、速やかに校正し、迅速で正確な情報の伝達を心掛けます。 また、町が発行する各種申請書類やパンフレットなどについては、見やすく分かりやすい内容となるよう配慮します。
未だ理解が薄いと考えられる精神障がい者や発達障がい、難病等に関しては、「ふくしまつり」や広報等、様々な機会を通じて住民の理解の促進に努めます。

障害者週間等における啓発
「障害者週間（12月3日～12月9日）」を中心に、街頭啓発や人権推進課と連携した人権問題と併せた講演会を実施するなど、住民、障がい者団体、ボランティア団体など幅広い参加による啓発活動を推進します。
窓口にてポスターの掲示やパンフレットの配布を行い、啓発を行います。

関係機関との連携
障がい者の権利擁護に関する講演会などを、教育委員会・人権推進課と連携しながら随時開催します。
誰もが参加しやすい研修の機会を確保し、それぞれが顔の見える関係作りを目指します。
福岡県発達障害者支援センター「ゆう・もあ」等と連携して、発達障がいに対する正しい知識の普及と相談支援の充実に努めます。

2. 交流の推進

障がいがある人もない人も共に一つの地域で生活し、ふれあう機会を持つことは、お互いを理解・尊重しノーマライゼーションの社会を育てる重要な要素となります。

障がい者間又は障がいのある人とない人とのコミュニケーションは、障がい者の社会参加の場を作るだけでなく、ふれあいを通して、町民が障がい者を一層身近なものとして理解することができるため、今後も交流の機会を促進し、支援していくことが必要です。

【施策の方向】

交流機会の充実
町や社会福祉協議会、障がい者団体等が催す講座や各種行事等において障がい者と地域住民が積極的に参加交流できる催しの企画に努めるとともに、「ふくしまつり」や手話養成講座の開催等、地域住民が積極的に参加できるような交流の場の提供を行います。
会場への移動が困難な障がい者に対しては、地域生活支援事業の移動支援を提供するなど、参加へのきっかけづくりにも配慮します。
手話通訳奉仕員を町嘱託職員として採用・派遣事業を実施し、聴覚障がい者のコミュニケーション手段の確保に努めます。
幼少時代から障がいの有無に関わらず、共にふれあう機会を持つことは、お互いの理解を深めるのに重要であるため、学校教育における体験交流を含めた福祉教育の充実に努めます。

交流活動の支援
社会福祉協議会や障がい者団体等の行う交流事業に対しては、活動する場の確保及び活動場所までの交通手段の利便性向上に努めます。
障がい者団体、ボランティア団体等の活動を効果的に運営していくため、各種関係団体同士の交流を促進し、ネットワークの構築に努めます。
様々な交流活動については、広報やホームページ、パンフレットの配布等を通じて積極的な情報提供に努めます。

3. 人権擁護の推進

障がい者の中でも特に知的障がい者や精神障がい者、認知症高齢者等の判断能力が十分でない人は、経済面や日常生活を送る上で被害を被りやすく、権利を侵されやすい傾向があります。このような人の権利を守る制度として日常生活自立支援事業が実施されています。

この日常生活自立支援事業は、福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的な金銭管理を支援する制度で、社会福祉協議会が実施していますが、未だ制度を知らない人が多いと考えられます。

また、介護保険制度と同時に始まった成年後見制度は、知的障がい者や精神障がい者、認知症高齢者等、判断能力が十分でない人にかわって後見人が財産管理等の法律上の行為を行うものです。

障がい者や高齢者など、判断能力が十分でない人の権利侵害や犯罪による被害の予防・解決のため、これらの権利擁護に関する制度の周知を広め、活用しながら人権擁護の促進を図ることが重要です。

【施策の方向】

権利侵害の予防
知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等の権利を擁護するための成年後見制度や、社会福祉協議会との連携による日常生活自立支援事業についての相談体制の強化によって、権利侵害の予防や解決を図ります。

適切な用語使用への配慮
日常に使われている言葉や用語のうち、不快感を与えるようなものについては、障がい者や住民等の意見を参考の上、適切な用語を使用するよう啓発に努めます。

4. スポーツ、レクリエーション、文化活動の充実

障がい者がスポーツやレクリエーション活動に参加することは、機能回復の効果ばかりではなく、心身の健康の保持・増強・自立意欲の促進・生きがいの場ともなり、その果たす役割は重要です。

また、文化・芸術活動は生活の質や心の豊かさを高めるものとして重要です。

今後も、「田川郡身体障害者体育大会」への参加促進を図るとともに、各種スポーツ大会やスポーツ教室の開催及び選手の派遣を支援します。

加えて、「ふくしまつり」や「総合文化祭」など文化芸術活動への参加の推進、情報提供を通じて、生きがいのある豊かな生活を送ることができるよう支援します。

【施策の方向】

スポーツ・レクリエーションの振興
福岡県や地域で開催される各種スポーツ大会やスポーツ教室等、子どもから高齢者、障がい者、誰もが積極的に参加できるような機会を充実し、障がい者スポーツの振興を図るとともに、障がいのある人・ない人とのふれあい、交流ができるよう内容の充実に努めます。
子どもから高齢者、障がい者、誰もがスポーツに親しめるよう町内のスポーツ・レクリエーション事業を支援し、また指導者の養成に努めます。

文化活動の振興
障がい者のための文化芸術活動への参加を促進するとともに、障がい者だけでなく、高齢者も気軽に参加できるような生涯学習事業の振興に努めます

参加を促進するための広報活動の充実
スポーツ・文化・レクリエーション等の案内や活動状況、イベント事業等については、広報やホームページ等で十分な周知を行い、障がい者のみならず広く住民の参加・協力を促すとともに、相互の交流を図ります。
障がい者のスポーツ・文化活動等に対する住民の理解・協力を広く求めるため、広報やホームページ等での啓発を推進します。

5. ボランティアの育成と活動支援

高齢化の進行や障がい者の社会参加が進む中、ボランティア活動は地域の福祉活動を支える大きな力です。

とりわけ、障がい者が社会参加する上で、あらゆる面で障がい者を支援する人的、物的要員が必要で、いわゆるボランティアの果たす役割は極めて重要であると考えられます。

本町では、現在、社会福祉協議会を中心に数団体が活動を行っていますが、啓発活動も含め、地域住民が様々な場で各種のボランティア活動へ気軽に参加できるような環境づくりを推進し、障がいのある人自身もボランティア活動に参加できる体制づくり、また地域

活動支援センター事業において地域住民ボランティア育成を行うことにより、幅広い地域に密着したボランティア活動の育成を推進します。

また、ネットワークの確立、人材の育成を促進し、社会福祉協議会、各種ボランティア団体、福祉団体、企業などと情報交換や交流、連携を図り、ボランティア活動に対する理解や参加への推進を図ります。

【施策の方向】

ボランティアの育成
幼児期から学校教育を通じてボランティア活動についての認識を深め、住民が日常生活の様々な機会を通じてボランティア活動に積極的に参加するよう支援します。
ボランティア活動に必要な介護知識、手話技術をはじめ、障がいや障がい者に対する理解を深めるための研修・講習会等の機会の充実に努めます。
町や社会福祉協議会が中心となりボランティアの組織化を推進します。

ボランティア活動への支援
町内で活動しているボランティアグループの行う活動の支援を図ります。
ボランティアグループやNPO団体との協力体制の強化を図ります。
ボランティア活動に関する情報は、広報紙等を通して提供するように努めます。

基本方針2 地域生活への支援【保健、医療、福祉サービス等】

1. 保健・医療の充実

障がいは発生を予防することが基本であり、さらに早期発見・早期治療により障がいを軽減し、その機能回復を図ることが重要です。このため、障がい者に限らず、すべての人にとって保健、医療の充実を図る必要があります。

本町では、健康に関する正しい知識を広めるため、身近な場所で定期的に健康教室を実施し、町民に健康的な生活習慣が根づくよう支援しています。

また、関係機関と連携し、個人の健康状況をチェックし、心身の健康についての相談や、家庭における健康管理に役立つようなアドバイスを行う健康相談、健康状況を把握するとともに病気を早期発見するための総合健康診査、乳幼児健康診査、リハビリ体操などを実施しています。

さらに、障がい者を対象に維持回復を目的とした機能訓練教室、専門的な心理療法等を行う子ども療育相談などを実施し、併せて食生活の改善を含めた健康増進の取り組みを推進しています。

今後とも、「サン・スクエアかわさき」（川崎町保健センター、川崎町老人福祉センター、川崎町総合福祉センター）を“町民の福祉と健康を守る”拠点として位置づけ、これらの保健・福祉・医療事業の充実に努めます。

【施策の方向】

障がいの発生予防
母子・成人・高齢者に対して、障がいの発生を予防し、早期発見・早期治療を行うための正しい知識の普及啓発に努めるとともに、母子から成人、高齢者と一貫した保健・医療・福祉のサービスの充実を図ります。
労働災害、交通事故、スポーツ事故等による障がいの発生を防止するため、関係各機関と協力し、事故防止に関する知識の普及啓発に努めます。
高齢者の問題点を把握し、ニーズに応じた介護予防教室を推進し、寝たきりや認知症の予防に努めます。

障がいの早期発見・早期治療
疾病の早期発見・早期治療の為、健康診査や各種がん検診を行い、保健師や管理栄養士により、検診データを読み取り、個別に支援することにより、生活習慣の改善を図ります。さらに医療機関への受診が必要な場合は、受診勧奨を行い、適切な治療を行うことなどにより重症化を予防し、障がいの発生予防や軽減を図ります。母子から成人高齢者と一貫した保健・医療・福祉のサービスの充実を図ります。
健康診査に従事する看護師、保健師等に対する研修を行い、専門性を高めるよう努めます。

障がい児については、早期療育に転換できることがとても重要です。

障がい児の発達レベルや生活環境などを勘案し、適切な療育支援ができるよう、福岡県田川児童相談所、田川保健福祉事務所、地域療育等支援センター、関係医療機関及び障がい児施設等との連携に努めます。

2. 早期療育体制の充実

発達期における乳幼児の障がいに対しては、早期発見、早期療育の効果が大きいといわれています。このため、本町では、母子保健法に基づき住民のニーズに沿って、障がい児等の早期発見対策として、乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診などの乳幼児の健康診査を実施し、早期発見に努めています。

また、障がい者生活支援等の広域的なサービスの提供を図ることを目的として、田川圏域（1市6町1村）の市町村が協力連携し、日常生活指導、保育、機能訓練、看護、医療相談など、身近な地域で総合的な相談や療育を実施できる「地域療育等支援センター」を設置しています。

今後も引き続き、障がいの発生を防止または軽減し、発達を促すことができるよう関係機関と連携して適切な治療・療育体制の整備に努めます。

【施策の方向】

乳幼児の発達相談窓口の充実

乳幼児健診の受診勧奨を行い、発達に問題のある児童に対して、保健師による経過観察を行います。子育てや就学等の不安に対しては、専門の相談員により、児への関わり方や保育所・学校などの関係機関への連携を図ります。専門的な発達相談機関として、田川保健福祉事務所で実施されている乳幼児発達診査において、医師・言語聴覚士・作業療法士の診察や検査等により、保護者への子育て支援や専門医療機関への連携等を実施し、障がいのある児童への相談の受け入れを行います。

福岡県発達障害者支援センター「ゆう・もあ」等と連携し、発達障がい児に関する相談・支援の充実に努めます。

障がい児の療育体制の充実

障がい児については、早期の療育がその後の成長において非常に重要になってくることから、効果的な障がい児療育が受けられるよう、近隣市町村を含め、福岡県田川児童相談所、田川保健福祉事務所、地域療育等支援センター、関係医療機関及び障がい児施設等と連携しながら、情報提供と適切な対応に努めます。

3. 福祉サービスの充実

障がい福祉サービスのしくみは「障害者自立支援法」から改正され、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」に基づき実施することになります。

「障害者総合支援法」においては、対象の範囲に新たに難病等が加えられ、従来の「障がい程度区分」の定義を改正し「障がい支援区分」へ変更、また、地域生活支援事業の見直しなどの改正が行われています。

今後は、従来の障がい福祉サービスを、「障害者総合支援法」に基づく新たなサービス体系へと再編するとともに、的確なニーズと問題点を随時把握し、効率的なサービスの充実・拡大を図ります。

【施策の方向】

在宅福祉サービスの基盤整備
在宅福祉の中心となるホームヘルプサービスなどの訪問系サービスやショートステイサービス、生活介護、児童デイサービス、療養介護等、障害者総合支援法における各種障がい福祉サービスの周知及び基盤整備を図ります。
障害者総合支援法における地域生活支援事業として、相談支援事業や日常生活用具の給付、移動支援事業等のサービスを提供します。
障がい者の家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保するため、日中、一時的な見守りや日中活動の場を提供する日中一時支援事業を実施します。
担当者会議等を開催し、情報共有に努めます。

多様な住まいの確保
計画相談支援事業所相談員と連携の上、在宅での生活が困難な障がい者の生活の場として、入所施設・定員数の確保に努めるとともに、入所可能な施設についての相談・情報提供に努めます。
自宅以外の地域生活の場として、グループホームなどの居住系サービスについては、開設を希望する社会福祉法人・NPO法人等の団体に対し、国の法制度や設置要綱等、設置に関する必要な情報提供に努めます。
障がい者施設がもつ施設機能や専門知識等を活用し、障がい者福祉の推進に対する支援と協力を要請していきます。

保健・福祉・医療の一元的なサービスの提供
疾病早期発見・早期治療のために、健康診断の受診勧奨を行い、機能障がいの重症化を予防していきます。身体や精神障がいを発症した際は、早急に保健・医療・福祉の連携を図ることにより、適切な福祉サービスの提供を行い、安心した日常生活を過ごせるよう支援していきます。

サービス内容の周知

各種福祉サービスの適切な利用を促すため、福祉制度やサービス内容等について、障がい者手帳の交付時をはじめ、広報紙への記事掲載等による情報提供に努め、日常生活の便宜を図ります。

4. 日中活動への支援

障がい者が地域の中で、自分らしく生活していくためには、日常生活における在宅福祉サービスだけでなく、自立のための訓練や就労支援、介護を受けながら様々な活動のできる場を提供することが必要です。

障がい者が自分に合った日中活動を選択できるよう、障害者総合支援法に基づく日中活動サービスや多様な活動の場を提供する地域活動支援センターの基盤整備を進めることが必要です。

また、障害者総合支援法においては、入院中の精神障がい者の地域生活への移行が掲げられており、精神障がい者に対する地域生活への支援を検討します。

【施策の方向】

日中活動系サービスの基盤整備

障がい者が希望に応じて様々な日中活動を選ぶことができるよう、障害者総合支援法における各種障がい福祉サービスの周知及び基盤整備に努めます。

地域活動支援センターの基盤整備

共同作業所等については、障がい者同士の交流や仲間づくり、日中の居場所として、障害者総合支援法に基づく日中活動サービスや地域活動支援センターへの移行を促進します。

精神障がい者の地域生活支援

精神障がい者が、地域の中で様々な日中活動を選択し、自分らしく生活できるよう、日中活動系サービスを提供する事業者に対して、精神障がい者に関する理解の促進や、知識の普及を図るため、必要な相談・支援を行います。

精神障がい者が退院し、地域で安心して生活できるよう医療・保健・福祉サービスの充実や、住まいの場の確保、就労支援、相談支援等の総合的な支援を進めます。

5. 情報提供・相談支援体制の充実

障がいのある人々が日常生活において自立し、主体的に社会参加するためには、誰もが必要な情報を同じように得ることができること、また、日常生活における様々な相談や悩みを気軽に相談でき、必要な支援を行ってくれるような地域の情報提供・相談支援体制づくりが重要となります。

本町では、「広報かわさき」と「ホームページ」を主要な情報発信源とし、併せて「福祉のしおり」を配布してきました。

また、川崎町社会福祉協議会では、「声のたより」として、「広報紙」や「社協だより」などを吹き込んだカセットテープの貸し出しによる情報提供を行っています。

相談窓口としては、社会福祉課窓口をはじめ、障がい者相談員、民生委員・児童委員による相談対応、加えて、現在、市町村に雇用されている手話通訳者が少ない中で、本町では聴覚障がい者のいろいろな手続きや相談に応じられるように、囑託の手話通訳者職員を配置し情報提供や相談対応に努めています。

【施策の方向】

情報提供体制の充実
障がい者手帳の発行の際に窓口にて福祉のしおりを渡すなど、福祉サービスの内容や利用方法等に関する情報をはじめ、福祉制度や新しい制度の紹介を行うことを目的とした情報提供を行います。
手話通訳奉仕員の設置及び手話講習会の実施や、朗読の会の朗読テープの作成等により、様々な情報提供に努めます。

相談支援体制の充実
障がい者の地域生活に関わる様々な相談等に適切に対応するため、多様な相談窓口（くれそん・ゆう）の充実・連携を図るとともに、障害者総合支援法に基づく相談支援体制（相談支援事業）の整備に取り組みます。
自立支援協議会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、障がい者団体、障がい者施設との連携を深め、障がい者福祉施策や相談体制の充実に努めます。

専門性の確保
聴覚障がい者や視覚障がい者のコミュニケーションを図るため、手話通訳者や点訳・朗読者等の確保に努め、その育成を行います。
身体障がい者福祉相談員、知的障がい者福祉相談員並びに民生・児童委員等、保健・福祉従事者に対する研修を行い、相談員の資質の向上を図ります。

基本方針3 育ち、学ぶ環境づくり【教育・育成等】

1. 早期教育・育成の推進

障がい児の治療・訓練と同時的に保障されなければならないのが教育・育成です。特に幼児期は人格の基礎が形成される大切な時期であり、この時期の教育・育成は早期治療に結びつくため、大変重要です。

これらの教育や育成環境の整備については、保護者と関連組織との協力が不可欠となるため、教育委員会、その他関係機関等と連携をとり、早期教育・育成のための体制を整備することが必要です。

また、本町では、保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童の育成・指導にあたるため、現在、各小学校4ヶ所とすみれ児童館、併せて5クラブの放課後児童健全育成クラブを設置しています。この放課後児童健全育成クラブにおいては、障がいのある子どもの受け入れに対し、専任指導員を配置したり、4年生以上の児童を受け入れたり、子育て家庭への支援策として、開所時間の延長を実施するなど積極的な環境整備に努めています。

これは、地域住民や保護者の方々の熱心な協力のもと築きあげられてきたもので、今後とも行政として放課後児童健全育成の充実を推進していきます。

【施策の方向】

早期教育の推進
早期教育を推進するため、保健・医療等と連携をとり、心身に障がいのある幼児の教育相談を行います。
保護者の就労支援を図るとともに、安心して子どもを預け働く事ができるよう、児童の育成・指導を目的とした放課後児童クラブについて、障がい児の受け入れの継続実施も含めて、今後も引き続きニーズに応じた内容の充実に努めます。
保育園、幼稚園の障がい児受け入れ体制の推進に向け、関係機関への協力を要請します。
町、教育委員会、学校現場の連携と保護者の協力を得ながら、特別支援教育を推進します。

適正就学の推進
保健・医療・教育機関等と連携をとり、障がい児の早期教育に関する就学指導・教育相談を行います。
就学についての相談体制を充実させ、適正就学についての地域住民や保護者の理解促進に努めます。

2. 学校教育の推進

障がい児の教育は、児童・生徒がその障がいを克服して必要な知識・技術及び生活習慣を養い、積極的に社会に参加していく能力を養成することが大きな目的であり、それには教育環境の整備と児童・生徒の障がい程度に応じた教育の実践が必要です。

このため、本町では、特別支援学級を設置し、障がいのある児童生徒に適応した教育を行います。

また、福岡県立川崎特別支援学校では、就学前の子どもたちを対象とした早期教育相談を行っていますが、これらの機関と有効に連携を図り、養護教育後の進路保障として、川崎特別支援学校の高等部設置を県及び県教育委員会へ働きかけます。

また、障がい児の教育において個々の教育と同様に大切なのは、義務教育の段階での障がいのある児童と障がいのない児童とのふれあいです。今後は障がい児同士また障がいのある児童とない児童との交流の機会を拡大していくことが重要です。

【施策の方向】

学校教育の充実
障がいの程度や発達に応じた適切な教育ができるよう、普通学級や特別支援学級の充実、特別支援学校等との連携に努め、適切な就学を支援します。
幼児・児童・生徒の発達課題に応じた教育内容となるよう、生活指導計画を作成し、効果的な教育・指導・評価等のあり方について検討します。

進路指導の充実
進路指導を充実させ、雇用や生活の場を多様に確保するなど、進路の開拓を進めます。
義務教育後の進路保障として、川崎特別支援学校高等部の設置について福岡県教育委員会に働きかけます。

交流教育の充実
学校教育において、体験交流の場の確保に努めます。
障がいのある子どもの理解を求める観点から、学校の施設・設備を地域住民に開放し、学校と地域の交流を推進します。
県立の特別支援学校において、近隣の幼稚園、小学校、中学校、高等学校との学校間交流を実施します。

3. 社会教育の充実

障がい者に対する住民の理解を深めるためには、広報等による啓発だけではなく、障がい者問題を人権問題として捉え、住民自らの学習活動を通して理解を深めることが重要です。また、学習活動は、単に個人の知識習得の場というだけでなく、学習活動を通じた交流の場としても重要な役割を担っています。

今後は町民を対象とした社会教育、スポーツ事業においても障がい者の意見を反映させ、障がい者施策を積極的に取り上げるとともに、学習内容の充実を図っていく必要があります。

【施策の方向】

社会教育の機会の確保
社会教育関係団体、各種団体等の学習・講座に障がい者問題等に関する福祉教育を積極的に取り入れ、住民の障がいや障がい者に対する理解を促進します。
学習、講座に関しては、当事者の意見を取り入れるとともに、積極的に参加できるような学習、講座の充実を図ります。
障がい者を対象とした、家庭教育及び日常生活等に関する学習の機会の提供に努めます。

福祉ボランティアの養成
ボランティアやボランティア団体の育成、研修に努めるとともに、町民のボランティア活動に関する関心を高めます。
学生ボランティアの活用を図るとともに、福祉における地域リーダーの育成を目指します。

社会教育施設の整備改善
社会教育施設を障がい者が利用できるよう設備の整備改善に努めます。
社会教育施設においては、障がい者問題に関するビデオ、図書等、啓発のための教材充実に努めます。

基本方針4 安全・安心のまちづくり【生活環境、安全・安心等】

1. バリアフリー施設・交通機関の確保

障がいのある人や高齢者が、公共交通機関や公共施設をスムーズに利用し、社会参加しやすい環境を整備することは重要な課題のひとつです。

障がい者や高齢者が安心して生活できるまちづくりは、都市計画上十分に配慮する必要があります。

国においては、公共施設及び公共交通機関などにバリアフリー化を義務付ける「バリアフリー新法（高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」を制定し、公共施設や民間施設、道路・歩行空間、公共交通機関等のバリアフリーやユニバーサルデザインの視点による整備を推進することが定められています。

本町においても、このような視点に基づき、庁舎をはじめ、コミュニティセンター、サンスクエア川崎、図書館など公共施設の建設においては、ユニバーサルデザインのもと関連法の基礎的基準などを取り入れ、公共施設の整備を図っています。

今後も公共的な生活環境の整備の際には、ユニバーサルデザインを取り入れ誰もが地域で安全に快適な生活ができるよう、福祉的視点に立った環境づくりを推進します。

また、障がいのある人や高齢者向け住宅に関する相談体制などの整備を進め、駅、バス停、医療機関、商業施設など多くの人々が訪れる施設にバリアフリーの視点に沿った整備を採用していただけるよう関係機関に働きかけます。

さらに、本町における公共交通機関として、現在では「町内巡回バス」や「福祉バス」は「ふれあいバス」として一本化して運行するなど、住民の利便性の確保に努めています。今後も、障がい者や高齢者をはじめ、すべての住民にとって利用しやすい移動手段となるよう、必要に応じて運行便数や運行区間の見直しを行い、住民の社会参加の促進及び利便性の向上に努めます。

【施策の方向】

公共的建築物の整備
町役場をはじめ、小学校、中学校、公民館等の公共施設について、障がい者の利用に配慮した整備を促進します。
民間の建築物でも、銀行、大型店舗、病院、娯楽施設等々多く出入りするような建物については、障がい者に配慮した整備を行うよう協力を呼びかけます。 また、路上の障がい物や放置車両などについて、警察等による指導強化を要請するなど、今後も迅速な対応できるよう連絡体制を強化していきます。
新しく建設する公共施設等については、「バリアフリー新法」や「福岡県福祉のまちづくり条例」等の関連法に基づく誰もが利用しやすい建築物の整備に努めます。
施設整備のみならず、町民の理解と協力、モラルの向上が不可欠であることから、やさしいまちづくりに関する町民啓発をより積極的に行っていきます。

公共交通機関の確保
交通弱者となりやすい障がい者や高齢者等の方に対し、ふれあいバスの運行、また添田町と共同して西鉄バス添田に対して運行助成による、公共交通機関の確保を行います。 また、ふれあいバスの利用者で障がい者手帳を保持者には50円の減額を実施します。
「町内巡回バス」や「福祉バス」は「ふれあいバス」として一本化して運行しており、必要に応じて運行便数や運行区間、運行設備（障がい者向けバス含む）等を見直す等、障がい者や高齢者をはじめとする住民の社会参加の促進及び利便性の向上に努めます。

2. 道路・歩道の整備

障がいのある人や高齢者の日常生活を広げ、地域生活をより豊かなものにするためには、安全で快適な道路環境の整備は重要です。

国においては、「バリアフリー新法（高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」を制定し、誰もが利用しやすい環境整備に力を注いでいます。

本町も今後道路整備を行う場合、歩道の整備とともに段差の解消など歩行者の安全に配慮したバリアフリー道路の整備を念頭におき計画を推進します。

また、国や県に対しても誰もが利用しやすい安全な道路になるように、バリアフリー道路の整備促進について積極的に働きかけます。

【施策の方向】

道路・歩道環境の整備
道路における歩道の整備に努めるとともに、段差解消等のバリアフリー化を推進します。
路上の障がい物を撤去し、警察等による指導強化を要請します。
公共施設の駐車場には、障がい者専用駐車場を設置し、民間施設の駐車場についても設置の協力を要請します。
バリアフリーの歩行空間を確保するため、横断歩道、バス停留所付近及び視覚障がい者誘導用ブロック上等の迷惑・危険性の高い違法駐車取締り強化を図るとともに、違法駐車（輪）追放の広報啓発活動を展開します。
障がい者に対して、交通機関の整備状況や助成・割引制度についての周知を図り、公共交通の利用を促進します。

住民意識の向上
「福岡県福祉のまちづくり条例」及び「バリアフリー新法」等の関連法を踏まえ、近隣市町村とも連携しながら、計画的かつ総合的に道路空間を含めた福祉の町づくりに対する住民の意識の向上を図ります。

3. 障がい者住宅の整備

障害者自立支援法及び障害者総合支援法の施行に伴い、特に在宅福祉の充実が求められていますが、そのためには、まず住まいの確保が重要となります。また、住宅での生活が困難な障がい者や自立や社会参加のための訓練が必要な障がい者の生活の場として、グループホームなどの施設の確保についてもあわせて検討が必要です。

現在、本町では障がい者の公営住宅への優先入居を実施しています。

今後とも、公営住宅の建設時には段差の解消や手すりの設置、車椅子仕様住宅など、高齢者や障がい者に配慮した住宅の整備を推進するとともに、グループホームなどの民間活力による整備を推進します。

【施策の方向】

住宅の確保
障がい者の住宅確保のため、障がい者向け公営住宅の確保及びバリアフリー化の推進に努めます。
障がい者の多様な住まいを確保するため、必要に応じて事業所によるグループホームなどの設置を促します。

住宅相談及び支援内容の周知
住宅に関する相談に応じるとともに、専門家による相談サービスや情報提供を推進します。
障がい者の居宅における動作等を円滑にするため、日常生活用具給付事業における住宅改修を行い、障がい者の住まいの改善を推進します。
生活福祉資金等、低金利による貸付制度についても、制度の周知に努めます。

4. 防犯・安全対策の充実

住民が安心して社会生活をおくるためには、地域全体での防犯・防災対策への取り組みが必要です。なかでも災害時要援護者といわれる障がい者や高齢者は犯罪や事故、災害等の被害を被る可能性が高く、避難活動にも不安を感じているのが現状です。

本町においては、家庭内で急病やけがなどの緊急事態の場合に、状況に応じて消防署や協力員（近所、親戚の人）に必要な連絡を行い、救助を図るため「緊急通報システム」として緊急ボタンのついた家庭用端末の貸与を平成4年から実施しています。

また、川崎町地域防災計画に基づき、地域住民や関係機関との連携を図り、緊急時における避難場所の周知や、重度障がい者、視覚・聴覚障がい者等の特に緊急な援護を要する方々に対する避難誘導體制づくりを図ります。

【施策の方向】

防犯・安全知識の普及

防犯・防災等に関する講習会の開催や防犯訓練の実施、警戒区域や避難場所を載せた防災マップの全戸配布、その他関連のパンフレット等の配布により、障がい者に対し知識の普及を図るとともに、地域住民の障がい者への援助に関する知識の普及を図ります。

また、川崎防犯組合連合会と連携した防犯に関する広報や活動、また防犯マップや広報誌への記事掲載を行い知識の普及を図ります。

地域防犯・防災ネットワークの確立

障がい者が安心して暮らせるよう、地域住民及びボランティア組織等との協力により、地域安全活動の強化並びに地域の防犯・防災ネットワークの確立に努めます。

また、川崎防犯組合連合会や行政区と連携した防犯活動、地域住民主体の青色パトロール活動を行い、地域の安全活動の強化を進めます。

緊急時の対応体制の整備

障がい者や高齢者等がいつでも安全に災害から避難できるよう、避難・誘導・救出・救護等の防災マニュアルを作成し、周知に努めます。

また、障がい者の避難所の設置については、障がい者の状況に配慮した対策を講じます。

さらに、高齢者福祉課が主体となり、独居世帯などの災害時要援護者の把握や避難時の体制整備を進めます。

消防署や消防団と連携し、24 時間体制で救急対応が図れる組織体制の整備を図ります。

聴覚障がい者の救急対応については、行政区や隣組、消防団、民生委員・児童委員等による避難誘導やファックス等の日常生活用具の利用による、障がいの状況に応じた情報提供方法について検討を行います。

基本方針5 雇用・就業環境の整備【雇用・就業等】

1. 雇用・就業環境の整備

障がい者が地域で生きがいをもって生活し、社会活動に参加していくためには、障がい者の働く意欲を尊重した一般雇用はもちろん、福祉的就労を含めた働く場の確保は、自立のための経済的基盤には大切なことです。

国においては、障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務や法定雇用率の算定基礎の見直しなど「障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）」を平成28年以降改正し、働く障がいのある人、また働くことを希望する障がいのある人の就業機会の拡大を図るとしています。

川崎町においても、田川公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関と連携して就労相談体制の充実に努めるとともに、今後はさらに雇用機会の確保・拡大を積極的に進めていく必要があります。

また、障がい者の就労先の確保とともに、障がい者が就労するために必要な技術・能力等を身に付けることができるよう、職場体験事業の実施や障害者総合支援法における自立訓練や就労移行支援事業等の就労支援サービスの基盤整備を図ります。

【施策の方向】

雇用の促進
公共職業安定所等の関係機関と連携・協力し、障がい者の就労に関する情報提供や相談に応じ、障がい者の就労への支援に努めます。
地域事業主等に対する障がい者の雇用に関する説明会等を通じて、障がい者の雇用を促進する各種助成制度等の周知徹底を図り、企業の障がい者に対する雇用の理解と法定雇用率を達成するよう啓発・広報活動に努めます。
障がい者が安心して働けるよう、企業主や従業員に障がいや障がい者に対する理解を深めるための啓発・広報活動に努めます。

一般就労への移行支援
一般企業等への就労を希望する障がい者に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練等を行う「就労移行支援事業」の基盤整備を図ります。

福祉的就労の充実
一般企業等への就労が困難な障がい者に対して、就労や生活活動の場を提供するとともに、就労に関する知識及び能力向上のために必要な訓練等を行う就労継続支援事業や地域活動支援センター等の福祉的就労の場の基盤整備に努めます。

障がいの種類及び程度に応じた就労支援

身体障がい、知的障がい、精神障がいなど、障がいに応じた就労支援に向けた対策を検討します。障がい者の雇用に関する機関との連携を強化し、障がいの種類・程度、障がいのある人の適性・能力に対応した職業相談を行い、就労の支援を行います。

特別支援学校、福祉施設、サービス事業所、医療機関等の各分野の関係機関・団体等と連携し、就業情報の提供・就労相談の受付、就労後の状況把握や相談受付など一貫した就労支援に努めます。

職場体験事業の実施

社会福祉協議会や関係機関・団体・事業所等と連携・協力しながら職場体験事業の実施を検討します。

障がい者が就労のために必要な技術・能力等が身に付くよう、職場体験事業の調査・研究を行うとともに、障がい者一人ひとりの特性に応じた就労先の開拓に努めます。

職場体験事業の実施により、障がい者の働く意欲の向上を目指します。

第5章 障がい福祉計画

第5章 障がい福祉計画

1. 障がい福祉サービス等の提供体制に係る目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①施設入所者の地域生活への移行

国の基本方針
平成 29 年度末までに、平成 25 年度末時点の施設入所者の 12%以上が地域生活へ移行することを基本として目標値を設定する。

目標設定の考え方
国の基本方針に基づいて、12%以上（4.2 人以上）を地域生活に移行とすべき本計画では、本町の実情を考慮し、地域生活移行人数を 4 人と推計します。

	人数	考え方
施設入所者数	35 人	平成 25 年度末時点の入所者数
目標年度の地域移行者数	4 人	施設入所からグループホーム等への移行見込み

②施設入所者の削減

国の基本方針
平成 29 年度末の施設入所者数を、平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4%以上削減することを基本として、目標値を設定する。

目標設定の考え方
国の基本方針に基づいて、4%以上（1.4 人以上）を削減すべき本計画では、本町の実情を考慮し、削減数を 2 人と推計します。

	人数	考え方
施設入所者数	35 人	平成 25 年度末の施設入所者数
目標年度の施設入所者数	33 人	平成 29 年度末の施設入所者数
削減見込み	2 人 5.7%	削減見込み

(2) 入院中の精神障がい者の地域への移行

国の基本方針

平成 29 年度における入院後 3 か月時点の退院率を 64%以上、入院後 1 年時点の退院率を 91%以上とし、平成 29 年 6 月末時点の長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点から 18%以上削減することを基本として、目標値を設定する。

目標設定の考え方

国の基本方針に基づいて、地域移行を進める事を基本としますが、本町においては、県が定める目標数値を参考としながら地域移行推進を行うこととし、地域の実情とグループホーム等居住の場の確保並びに支援体制の連携強化を図りながら進めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本方針

平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

目標設定の考え方

本町においては、国の基本方針に基づいて平成 29 年度までに圏域で地域生活支援拠点を整備します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

国の基本方針

平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上にするとともに、平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増加し、全体の 5 割以上の就労移行支援事業所が就労移行率 3 割以上を達成することを基本として、目標値を設定する。

目標設定の考え方

国の基本方針に基づいて、平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上（2 人）、平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増加（6.6 人）、全体の 5 割以上の就労移行支援事業所が就労移行率 3 割以上を達成すべき本計画では、本町の実情を考慮し、一般就労への移行者数を 2 人、就労移行支援事業の利用者数を 19 人と推計します。

	人数	考え方
一般就労移行者数	1 人	平成 24 年度実績
目標年度の一般就労移行者数	2 人	平成 29 年度一般就労移行者数
就労移行支援事業の利用者数	11 人	平成 25 年度実績
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	19 人	平成 29 年度の利用者数

2. 障がい福祉サービス等の量の見込み

平成 27 年度から平成 29 年度までの障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は以下のとおりです。

(1) 訪問系サービス

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援の各サービス)を充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者(障がい支援区分1以上)	障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要	障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする方(障がい支援区分3以上)	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障がい者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障がい支援区分6)で ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、 ・ALS 患者など、呼吸管理が必要な身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供します。

【第3期計画と実績】

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護 重度訪問介護	人/月	56	74	59	75	62	71
同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援	時間分/月	893	757	930	834	969	804

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 重度訪問介護	人/月	78	87	96
同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援	時間分/月	951	1,059	1,167

(2) 日中活動系サービス

地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護)及び短期入所事業について、充実させます。

また、就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人で、 ①49歳以下の場合、障がい支援区分3以上(施設入所は区分4以上) ②50歳以上の場合、障がい支援区分2以上(施設入所は区分3以上)	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。(利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます)
自立訓練(生活訓練)	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ②支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。(利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます)

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます）
就労継続支援（A型）	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方で（利用開始時に65歳未満） ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった方 ②支援学校を卒業して就職活動を行ったが、雇用には結びつかなかった方 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない方	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援（B型）	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用には結びつかない方などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される方 ①企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援（A型）の雇用には結びつかなかった方 ③50歳に達している方 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された方	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする方で、 ①ALS 患者など、呼吸管理を行っており、障がい支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障がい支援区分5以上の人	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気などで一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障がい者	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

【第3期計画と実績】

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	人/月	—	63	—	60	—	61
	人日/月	2,300	1227	2,300	1228	2,300	1250
自立訓練(機能訓練)	人/月	1	1	1	2	1	1
	人日/月	5	14	5	30	5	22
自立訓練(生活訓練)	人/月	3	7	3	12	3	12
	人日/月	69	114	69	152	69	145
就労移行支援	人/月	8	13	10	11	12	11
	人日/月	184	166	230	136	276	125
就労継続支援A型	人/月	4	3	5	1	6	1
	人日/月	92	25	115	22	138	22
就労継続支援B型	人/月	50	73	55	81	60	78
	人日/月	1,150	1216	1,265	1383	1,380	1426
療養介護	人/月	1	5	1	5	1	5
短期入所	人/月	10	5	10	8	10	10
	人日/月	65	10	65	74	65	111

【第4期計画の見込】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人/月	65	67	69
	人日/月	1,300	1,340	1,380
自立訓練(機能訓練)	人/月	2	2	2
	人日/月	42	42	42
自立訓練(生活訓練)	人/月	11	11	11
	人日/月	154	154	154
就労移行支援	人/月	15	17	19
	人日/月	165	187	209
就労継続支援A型	人/月	3	5	7
	人日/月	60	100	140
就労継続支援B型	人/月	80	80	80
	人日/月	1,360	1,360	1,360
療養介護	人/月	5	5	5
短期入所	人/月	5	5	5
	人日/月	60	60	60

(3) 居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がい者に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している方で、地域で自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な方	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障がい支援区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上) ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます)

【第3期計画と実績】

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
共同生活援助	人/月	15	38	16	41	18	36
共同生活介護	人/月	10		11		13	
施設入所支援	人/月	39	37	38	36	37	36

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	人/月	39	43	47
施設入所支援	人/月	34	34	33

※平成26年4月1日から、共同生活介護は共同生活援助に統合されました。

(4) 相談支援

障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むための障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を利用するすべての障がい者 障がい福祉サービスを利用する18歳未満の障がい者	サービス利用支援は障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘察し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘察してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入所している精神障がい者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

【第3期計画と実績】

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	人/月	36	6	39	29	40	52
地域移行支援	人/月	9	0	9	0	9	0
地域定着支援	人/月	26	0	26	0	26	0

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人/月	250	270	290
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

(5) 障がい児通所支援・障がい児相談支援

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「川崎町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援を確保します。

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	障がい児	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がい児	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援)を利用するすべての障がい児	障がい児支援利用援助は障がい児通所給付費の申請に係る障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行います。 継続障がい児支援利用援助は障がい児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見直しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行います。

【第4期計画の見込】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人/月	15	18	20
	人日/月	365	450	500
放課後等デイサービス	人/月	7	10	13
	人日/月	17	25	32
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1
	人日/月	5	5	5
医療型児童発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	23	23	23
障がい児相談支援	人/月	22	28	33

3. 地域生活支援事業の推進

(1) 理解促進研修・啓発事業（新規事業）

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【第4期計画の見込】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	人/年	20	20	20

(2) 自発的活動支援事業（新規事業）

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

【第4期計画の見込】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	人/年	20	20	20

(3) 相談支援事業

① 障がい者相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

② 市町村相談支援機能強化事業

町における相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

③ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

【第4期計画の見込】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障がい者相談支援事業	箇所	2	2	2
市町村相談支援機能強化事業	箇所	1	1	1
住宅入居等支援事業	有・無	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がいのある方または精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

【第4期計画の見込】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	箇所	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業（新規事業）

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【第4期計画の見込】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度法人後見支援事業	箇所	1	1	1
	人/年	20	20	20

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣等を行います。

【第4期計画の見込】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	150	150	150
手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者や障がい児を対象に、当該用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

- 介護・訓練支援用具
- 自立生活支援用具
- 在宅療養等支援用具
- 情報・意志疎通支援用具
- 排泄管理支援用具
- 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

【第4期計画の見込】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	件/年	5	5	5
自立生活支援用具	件/年	11	11	11
在宅療養等支援用具	件/年	6	6	6
情報・意志疎通支援用具	件/年	5	5	5
排泄管理支援用具	件/年	673	673	673
居宅生活動作補助用具	件/年	6	6	6

(8) 手話奉仕員養成研修事業（新規事業）

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

【第4期計画の見込】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	3	3	3

(9) 移動支援事業

外出時に支援が必要と認められた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

【第4期計画の見込】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	人/年	108	108	108
	延時間/年	1308	1308	1308

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

【第4期計画の見込】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1
	延人数/年	40	40	40

(11) 日中一時支援事業

日中一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対し、日中活動の場を提供することにより、障がい者の家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保します。

【第4期計画の見込】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	箇所	18	18	18
	人/年	132	132	132

(12) 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がい者に対し、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成することで、就労その他の社会参加への促進を図ります。

【第4期計画の見込】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	4	4	4

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、町内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある方が身近に役立つような情報を得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

2. 人材の確保・質の向上

(1) 専門職員の確保

障がいのある方が安心して生活を営むことができるよう各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけではなく、専門職の確保が重要となります。町における人材の確保、職員への研修参加促進のほか、事業所においても人材の確保や資質向上が図られるよう、情報交換、協力・支援を行う等連携し、取り組んでいきます。

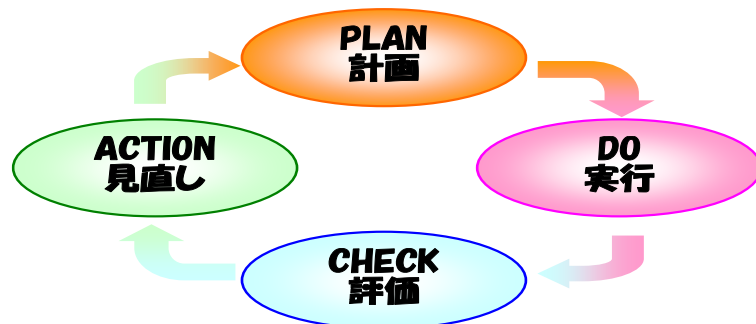
(2) 職員等の資質向上

複雑・多様化しつつある障がい者ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施等を通じ、行政職員の障がいのある方への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

3. 計画の進行管理

担当課（社会福祉課）において、本計画の推進上の問題点の協議及び毎年度の事業実績等を基に、障がい福祉サービス見込量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価をPDCAのサイクルの考え方に基づき本計画の円滑な運用を図ります。

○「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(PLAN)」「実行(DO)」「評価(CHECK)」「改善(ACTION)」のプロセスを順に実施していくものです。



資料編

1. 計画策定の経緯

期日	内容
平成 26 年 7 月 31 日	川崎町障がい者福祉計画作成委員会委員の委嘱辞令交付式及び 第 1 回 川崎町障がい者福祉計画作成委員会
平成 26 年 8 月 13 日 ～9 月 1 日	「川崎町の福祉に関するアンケート調査」実施
平成 26 年 10 月 28 日	第 2 回 川崎町障がい者福祉計画作成委員会
平成 27 年 1 月 22 日	第 3 回 川崎町障がい者福祉計画作成委員会
平成 27 年 2 月 2 日～ 2 月 13 日	「川崎町第 3 期障がい者福祉基本計画及び第 4 期障がい福祉計画（素案）」 に対するパブリックコメント実施
平成 27 年 2 月 18 日	第 4 回 川崎町障がい者福祉計画作成委員会

2. 川崎町障がい者福祉計画作成委員会設置要綱

川崎町障がい者福祉計画作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 第3期障がい者福祉基本計画及び第4期障がい福祉計画（以下「計画」という。）の作成のため、川崎町障がい者福祉計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、国の基本方針等と整合性を図りながら、計画の作成に関し意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、障がい者等の福祉について理解、知識のある者及び関係行政機関の代表者等のうちから川崎町長（以下「町長」という。）が委嘱する。

3 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

3. 川崎町障がい者福祉計画作成委員会委員名簿

	所属	氏名
委員長	川崎町手話の会 青麦 会長	上條 美智子
副委員長	障害児・者を持つ親の会代表	廣畑 美子
委員	川崎町身体障がい者福祉会会長	上原 紀美子
委員	学識経験者 すみれ育成会(すみれアクティブセンター代表)	柏木 利一
委員	川崎町社会福祉協議会(社会福祉士)	山崎 利枝

4. 用語集

あ行	
移送サービス	屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行う。
NPO	Non profit Organization の略であり、具体的には、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などあらゆる分野の民間非営利組織。
か行	
ケアマネジメント	本人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。
権利擁護	判断能力を欠く、あるいは意思能力の弱い障がい者等の財産の保護や日常生活面での見守りや援助などを行うこと。
グループホーム	地域社会の中にある住宅において数人の障がい者が共同で生活する形態。専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なサービスが提供される。
さ行	
支援費制度	障がい者の自己決定を尊重し、事業者との対等な関係に基づき、障がい者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組み。
手話通訳者	身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う者。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士(厚生労働省認定資格)がいる。
障害者基本法	身体障がい、知的障がい、精神障がいを対象として、施策の基本理念や生活全般にかかわる施策の基本となる事項を定めた、障がい者の「完全参加と平等」を目的とした法律。
障害者週間	12月3日から9日まで。障害者基本法において、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために定められている。
障害者自立支援法	障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを定めた法律。
障害者総合支援法	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。
障害者の雇用の促進等に関する法律	「障害者雇用促進法」と称される、障がい者の職業生活における自立促進のための措置を総合的に講じ、障がい者の職業の安定を図ることを目的とした法律。障がい者の法定雇用率などを規定している。

成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、意思能力がない、又は、判断能力が不十分な成年者のために、金銭や身の回りの管理や保護に関する契約等の法律行為全般を行うための制度。
た行	
特別支援学校	障がい者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。
特別支援学級	小学校、中学校、高等学校および中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級。
特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
な行	
難病	難病対策要綱において、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されている。 平成25年4月より、障がい福祉サービスの対象となった。
ノーマライゼーション	障がい者を特別視するものではなく、障がいのある人もない人も、誰もの個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常(ノーマル)の社会である、とする考え方。
は行	
発達障がい	発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥／多動性障がい(AD／HD)、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。
発達障害者支援法	これまで法的な位置づけのなかったアスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等を発達障がいとし、このような発達障がいを早期に発見し、発達支援を行う国や地方公共団体の責務を定めた法律で、平成17年4月1日に施行された。
バリアフリー	「障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁(バリアBarrier)となるものを除去(フリーFree)する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。
バリアフリー新法	「高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称。平成6年制定で、一定規模の病院、劇場、百貨店、公共施設等の建築物についてバリアフリー化の努力義務を課している。
法定雇用率	障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」によって定められた割合。民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられており、それに相当する人数の身体障がい者または知的障がい者を雇用しなければならない
ボランティア	自主的に無償で社会活動などに参加し、奉仕活動をする人のこと。

ま行	
民生委員・児童委員	<p>民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障がい者、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な助言、指導を行う。</p> <p>児童委員は、児童福祉法に基づき、地域の児童および妊産婦の健康状態、生活状態を把握して、それらの者が必要な援助を受けられるようにしたり、それらの者に対する福祉サービスを行う者との連絡調整を行う。</p>